

令和4年12月14日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	藤 塚 康 孝 君	企画調整課長	小 川 裕 司 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	小 森 俊 宏 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	藤 江 和 明 君
会計管理者兼 会 計 課 長	北 村 嘉 彦 君	消 防 主 任	廣 瀬 太佳夫 君
教 育 長	和 田 満 君	学校教育課長	藤 塚 正 博 君
生涯学習課長	川 瀬 桂一郎 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 隆 一	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めに、感染症の予防のため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、8番 安田功君、9番 角田寛君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（富田栄次君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 皆さん、おはようございます。中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、2題にわたって質問を始めさせていただきます。

まず初めに、学校施設の安全で快適なトイレ整備等について伺います。

初めに、学校トイレの洋式化に合わせた多目的トイレ等の整備促進について伺います。

インクルーシブが進められる学校施設において、多目的トイレの整備は不可欠であります。また、ビデテックが推奨される中で、学校施設にもウォシュレット付トイレの設置が強く求められています。文部科学省は、令和7年度までに公立学校のトイレの洋式化を95%まで整備するとの目標を掲げています。

そこで1点目としまして、本町の学校トイレの洋式化の現状と今後の計画について伺います。

第2問目として、地域の学校トイレの洋式化を計画的に着実に推進すると同時に、多目的トイレ、ウォシュレット付トイレの整備も併せて推進すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、安全で安心な避難所のトイレの整備について伺います。

避難所における多目的トイレの整備は、障がい者や高齢者、子育て中の方にとって非常に大切なことであります。さらに、ウォシュレット付トイレの設置についても、災害時に避難所で生活が余儀なくされた際、特に女性や高齢者の衛生管理の面で重要な取組であると思います。

避難所では、トイレが不衛生なことが原因でトイレの回数を減らそうと水分を控えたことによる健康被害や膀胱炎の発症も懸念されています。

ここで、災害時に避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環として、トイレの整備には、総務省の充当率100%で補助率70%の防災・減災対策債が活用できます。

そこで、問3として、災害時に避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環として、総務省の防災・減災対策債を活用して多目的トイレやウォシュレット付トイレの設置促進に取り組むことも必要だと考えますが、見解を伺います。

次に、発達性読み書き障がい（ディスレクシア）についてお伺いいたします。

発達性読み書き障がいであるディスレクシアは、学習障がいの一つのタイプとされ、全体的な発達には遅れがないのに文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振に現れたり、二次的な学校不適応などが生じる疾患です。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障がいのことを言います。

主な特徴は以下のとおりです。

1. 通常の読み書きの練習をしても音読や書字の習得が困難である。
2. 音読ができたとしても、読むスピードが遅い。
3. 漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字が書けない。また、よく間違える。
4. 文字を書くことはできるが、その文字の形を思い出すまでに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかる。

ディスレクシアは、日本の小学生の約7から8%に存在すると言われております。したがって、読み書きを苦手とする児童は、クラスに平均2から3人いると見られます。ディスレクシアは周りの人が理解し、適切なサポートをすることで困難さを軽減することができるとされています。

そこで、ディスレクシアへの適切なサポート体制について確認をさせていただきます。

1点目として、小・中学校においてディスレクシアの疑いのある児童・生徒をどの程度把握されているでしょうか。また、ディスレクシアの疑いのある児童・生徒を早期に発見できるよう取り組むことも必要と考えます。現在、学校現場でどのような検査が行われているのか、お聞きいたします。

2点目といたしまして、ディスレクシアは、家庭や地域、学校それぞれでできるサポートが考えられます。例えば、学校においては、黒板をノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮る、あるいはタブレット端末に文章を入力することも障がいの軽減となります。また、宿題の提出をタブレット端末で提出することや、教科書についてもデジタル教科書のルビ振り機能や音声読み上げ機能を活用することも効果的と考えます。

障がいの困難さを軽減するため、学校現場においてタブレット端末の活用やデジタル教科書を効果的に活用できるよう、教育委員会からの後押しが必要と思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

3点目、学校現場でディスレクシアが発見された際、保護者との連携を十分に図ることが重

要です。教育現場のみならず、専門医の診断を必要とする場合もあり、医療機関への接続をスムーズに行うことや早期療育につなげる必要もあると考えます。

問4として、こうした点からも保護者の理解は欠かせません。また、合理的配慮への理解をほかの児童・生徒や保護者に周知することも必要です。特別扱いしているとの誤解からいじめなどにつながることをおそれ、合理的配慮を受け入れられないことを防ぐ必要があります。まずは、保護者等を対象に発達性ディスレクシアに関する分かりやすいリーフレットを作成し、学習会や講演会を実施し、発達性ディスレクシアへの理解を促す必要があると考えます。教育委員会の御見解を求めます。

以上、2点にわたる質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 改めまして、皆様、おはようございます。

私からは、中村議員の一つ目の御質問、学校施設の安全で快適なトイレ整備等につきましてお答えをいたします。

まず1点目の御質問、本町の学校トイレの洋式化の現状と今後の計画でございますが、文部科学省の発表によりますと、令和2年9月現在の公立学校施設のトイレの洋式化率の設置状況は、全国平均が57.0%、岐阜県平均が55.9%となっており、本町の洋式化率は49.5%でございます。これまで学校施設の全てのトイレの洋式化が整備をされてこなかった背景といたしましては、以前は学校以外の公共施設に一定の和便器が設置をされており、教育上の観点から和式トイレを残す必要があること、衛生面から便座に触れる洋式トイレを望まない子供もいるといった御意見があり、また和式トイレから洋式トイレに改修する場合には、より広いスペースが必要になるといったことも要因として考えられます。

現在、本町では全ての小・中学校に洋式トイレが設置されておりますが、学校によっては老朽化が進んでいるものもあり、またバリアフリーや多様性などの観点からも計画的に改修を進める必要があるものと考えています。そのため、直近では、令和2年度に合原小学校体育館と東小学校の校舎及び体育館について、それぞれトイレ改修工事を行い、洋式トイレを設置したところでございます。

しかしながら、学校施設は、これまでも各教室への空調設備の整備、GIGAスクール構想による校内LANの整備、あるいはタブレット端末などの導入、また今後も校舎の長寿命化改修などの大規模事業なども控えております。

したがって、垂井町公共施設個別施設計画と併せて各種事業の優先度や緊急性も考慮させていただきながら、計画的なトイレの洋式化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の御質問、多目的トイレやウォシュレット付トイレの整備に関する見解についてお答えをいたします。

多目的トイレについては、避難所の観点からも重要であるものと認識をしており、現在、本町では、全ての学校の体育館に多目的トイレを設置しております。しかし、校舎内には一部多目的トイレが未設置の学校もあり、また議員御紹介のウォシュレット機能については、これまでつけてまいりませんでした。こちらは、今後トイレ改修を行う際には、多目的トイレの設置と併せてウォシュレット機能、また冬場の御利用に当たっての暖房便座機能の整備についても努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3点目の災害時に避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環として、総務省の防災・減災対策債を活用して進めることに関する見解につきましてお答えをいたします。

事業の実施に当たって財源を確保することは重要でございますので、今後、学校のトイレ改修を進めさせていただく場合には、学校教育課といたしましても、国庫支出金などのメニューを調査し、適切な財源確保に取り組んでまいります。その上で起債の借入れが必要な場合には、議員御紹介のとおり、学校施設は指定避難所であることも踏まえ、財政所管に相談をいたし、緊急防災・減災事業債も含め、起債充当率や交付税算入率などの要件がよりよいものの借入れを検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、中村議員の1つ目の御質問、学校施設の安全で快適なトイレ整備等についてのうち、2点目の安全で安心な避難所のトイレ整備について、防災を所管する立場からお答えをさせていただきます。

議員の御質問にもありましたが、災害時、その避難所となる学校などに設置しています衛生設備については、避難生活を送る上で非常に大切なものの一つになります。しかし、災害時の避難所におけるトイレの課題として、ライフラインの被害による断水や停電、また排水設備や処理施設の損傷など、ふだんどおりの使用ができないことが想定されます。町では、その対応として、簡易トイレや処理袋などの備蓄を進め、災害時のトイレの確保に努めているところで

す。

また、今月4日、表佐、府中の2地区での住民主体の防災訓練においても、町が備蓄する簡易トイレや、地区まちづくり協議会が保管する段ボール製の組立てトイレの使用方法などが紹介されています。一方、ライフラインに被害がない場合、ふだんどおりのトイレの使用は可能となりますが、障がい者や高齢者、幼児などの要配慮者には、それぞれの状態に合った使用しやすい施設整備が求められます。そのためには、議員御提案の緊急防災・減災事業債を活用してのトイレの整備は、財源の確保の観点からも、町に取りまして整備を進めていく有意義な手段と考えます。

しかし、交付税の措置があるとはいえ、町の借入金の増にもつながりますことから、先ほど

の学校教育課長の答弁と同様に事業債を活用してのトイレの整備については、十分に調査・研究を行い、財政所管とも相談しながら取り組んでまいりたいと考えます。御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 中村議員の２つ目の御質問、発達性読み書き障がい（ディスレクシア）につきまして、私から答弁させていただきます。

御質問いただきました発達性読み書き障がい（ディスレクシア）についてですが、文部科学省はその定義をせず、発達障がいのうち、学習障がい、いわゆるLDと位置づけております。学習障がいLDとは、全体的な知的発達に比べまして、読む、書く、計算するなどの能力が極端に苦手とされております。平成24年度に実施されました文部科学省の全国調査によれば、発達障がい全体の出現率はおおよそ6.5%、また学習障がいは4.5%、聞くまたは話すに著しい困難を示す児童・生徒は1.7%、読むまたは書くに著しい困難を示す児童・生徒は2.4%であるという結果が出ております。垂井町におきましては、読むまたは書くの困難を示す児童・生徒は全国の出現率の半分以下程度と捉えております。

議員御質問のディスレクシアは、今申し述べましたような学習障がいの中で、読む、書くに著しい困難を示す場合が該当いたします。垂井町教育委員会としましては、学習障がいのある子供たちの教育を適切に行うことは極めて重要なことであると考えまして、平成30年1月15日に全教職員を対象にディスレクシアに関わる研修会を開催いたしました。この研修会では、ディスレクシア、発達性読み書き障がいがあり、当時、岐阜市立岩野田小学校の主幹教諭 神山忠さんの御講話をお聞きしました。

特にディスレクシアの方には、文字がどう見えるか、またそれがどのように学習の障がいにつながっているか、また配慮すべきことは何かを理解することができました。

例えば、余分な情報があると、私たちに認識できないことがあること。具体的には、こんな資料を見せていただきました。この余分な情報を消しますと「L I F E」という字が浮かんでまいります。ディスレクシアの方には、こうした図形に目が行きやすいという特性がありのようでございます。余分な情報が読みを困難にさせることがあるんだということを私どもは教えていただきました。

さらに、同じように明朝体の文字でございますが、こうした飾りの図形が書かれています。したがって、この図形に目が行ってしまいまして、どの三角形が一番美しいのかということを考えてしまう、こういうお話もいただきました。

こうした研修会を踏まえまして、現在、LD、ADHD通級指導教室での指導に役立てているところでございます。

例えば、教科書の文章は文が並んでおりますので、注目ができにくくなります。したがって、余分な情報を隠すためにこういうスケールを用意しまして、1行だけが見えるようにす

る、こうした教具も活用しているところでございます。

さて、1点目の御質問、ディスレクシアの疑いのある児童・生徒の把握と検査についてお答えいたします。

ディスレクシアは、読む、書くに関わる障がいですので、読み書きを本格的に行います小学校入学後に把握しやすいとされております。

そこで小学校入学後、教研式知能検査を実施しまして、知的な発達の遅れが認められないにもかかわらず平仮名が覚えられない、平仮名が書けない、1文字ずつ拾い読みをし、言葉のまとまりとして読めない、「言った」というような促音や「牛乳」というような拗音が抜けやすいなどの実態がある場合には、町の特別支援教育指導員、スクールアドバイザーやLD、ADHD通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーターにより個別検査を行っております。その上で、相談機関や医療機関で言語理解、知覚推理、ワーキングメモリー、処理速度を検査しますWISC検査を実施し、その子の得意、苦手や学習を進める際の困り感の把握をしております。

2点目の御質問、ディスレクシアの子供に対するサポートについてお答えいたします。

基本的には、読むことや書くことの困り感の軽減が必要とされております。

そこで、読むことにつきましては、単語の固まりごとに切れ目を入れる、漢字に読み仮名を振る、拡大文字にして読む、カードにして読む練習をする、書くことにつきましては、ノートやプリントのますを大きくする、漢字のへんとつくりを組み合わせるカード遊びをして書くことにつなげるなどの指導をしております。

そのほか、不破中学校では、教師が授業中に書く板書をあらかじめ印刷して授業の最初に生徒に渡し、授業中黒板を写して書くことの負担を軽減する取組をしております。

具体的には、このようなプリントを授業ごと毎時間つくって渡しているところであります。

また、垂井小学校では本年度、国語のデジタル教科書を試行的に使用しております。ノートに読み取りを書く代わりに読み取った内容を黒板に書くようにデジタル教科書を活用し、自分のタブレット端末を操作しまして考えをまとめるなどの学習をしております。具体的には、デジタル教科書の本文に線を引けばカードのように加工されまして、その後、自分の考えをタブレット端末を操作して入力します。

具体的には、これが6年生の子供の作品でございます。白抜きになっているところがデジタル教科書から抜き出したもの、それ以外は児童がタブレット端末で入力した読みになります。こうした成果を各学校に広めますとともに、国語の教科書にはQRコードによりまして教科書本文の朗読が聞ける教材がございますし、タブレット端末には音声入力ができる機能もございますので、教育委員会としまして、今後もタブレット端末やデジタル教科書の活用を進めてまいり所存でございます。

3点目の御質問、ディスレクシアが発見された際の保護者等との連携につきましてお答えいたします。

知能の発達の遅れがないにもかかわらず読み書きに困り感がある子供に気づいた場合には、担任が日常の実態把握をいたしまして、それを基に保護者と懇談を進めてまいります。また、必要に応じまして町の特別支援教育指導員が加わりながら、学校が把握しております検査結果や実態を保護者に伝えますとともに、医療機関等の紹介をさせていただいております。保護者からは、医療機関等が助言される困り感の軽減のための必要な援助を御連絡いただき、個別の教育支援計画に掲載しますことで学年、学校が変わっても継続して支援できるよう努めております。

4点目の御質問、ディスレクシアへの理解を促す必要があるのではないかについてお答えいたします。

ディスレクシアに限らず、学習障がいのある子供は、学習への困り感から学力への自信をなくしたり、知的な遅れが見られないことから、努力してもうまくいかないことが怠けていると捉えられ、つらい思いをしたりする可能性もございます。こうしたことから、保護者の理解は欠かせないと考えております。

そこで、子育て推進課と連携いたしまして、4月に子育て相談ホットラインの案内を配付しております。また、1学期の学習を過ぎて明らかになってきます学習障がいの疑い等に応じるために、夏季休業中に教育相談を実施しまして、またその案内を保護者に配付しているところでございます。

いずれも、町の特別支援教育指導員とスクールアドバイザーが対応しまして、保護者の理解が得られるように努めております。

あわせて、「すこやか子育てのおてつだい」、垂井町の特別支援教育のリーフレットを各園、各学校に配付しておりますので、今後は議員の御提案も含めまして、ディスレクシアを含む学習障がいに関わる内容をさらに盛り込み、啓発に役立てられるよう検討してまいりたいと考えております。

よろしく御理解賜りますようお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 非常に丁寧な御答弁ありがとうございました。

ディスレクシアに関しては様々なお取組をいただいているということで、とても安心をいたしました。私がこの発達性読み書き障がいを知ったきっかけは、もう20年以上になるんですが、テレビの番組で成人の方だったんですが、お二人のことが紹介されておまして、その方は障がいであると診断がつくまで、診断されるまで様々な困難の中で生きづらさを感じながら人生を送ってきたというような内容だったと思います。現在は、本当に早い時期から検査などもできる環境にあります。

まずは、その子供さんに対して何に困っているのか、どうすることが楽になるのかを聞いてあげて、気持ちに寄り添ってあげることが大事だと思います。まさに垂井町はそれに従ってやってくださっているんだなということを思いました。そして、一人一人に合った方法を当たり

前に選べる環境づくりが私たち大人の役割じゃないかなということを感じました。これは答弁はよろしいですが、今リーフレットということで、これもほかの自治体が出している、見られたことがありますかね、ものですが、本当に分かりやすく、まずこのディスレクシアを知ることから始めようというリーフレットで、私も読ませていただいてすごく勉強になったんですが、このようなものも活用しながら、またしっかりと周知のほうよろしく願いいたします。

1点目のトイレの洋式化についてなんですが、各課長からも答弁をいただきました。老朽化対策ということで、校舎は本当に40年代後半から50年代にかけての建設ということで、本当に老朽化が進んでいることは深刻な問題だと思いますが、本当に建て直しとか建て替えとか、長寿命化改修などを行っていただいているんですが、トイレが後回しになるのではなく、やはり、適切なトイレの単独の改修計画をすることが大事じゃないかなと思いますし、要するに文科省においても20年スパンでトイレだけは考えていくんだよという、そういうようなガイドラインなども出ているように聞いておりますが、その点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁のほうで申し上げたかもしれませんが、個別施設計画の改修時期に合わせて基本的には実施を考えていくことになろうかと思いますが、学校のトイレの中には老朽化が著しいものもございまして、また一部校舎のほうに多目的トイレが設置されていない学校もございしますので、そういった学校につきましては、ただいま御提言いただきました個別施設計画とは別に少しでも早い段階で実施ができるように、財政所管とも調整をできないかなということに進めてまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

本当に学校のトイレというのは、先ほども担当課がお話をさせていただきましたが、災害時に避難所となる、本当に排せつの尊厳を守る義務がある場所というふうで、いつ災害が起こるか分からないというこの状況の中で、やはりいち早く、何よりも早く設置をしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

バリアフリー化の対策に対しては、今後取り入れていくという答弁でございましたが、先ほどのような国の緊急防災・減災事業債を活用してはというふうでお話をさせていただきましたが、これは本当に手厚い措置だというふうに思っておりますので、ぜひともこのような国の事業債を活用して、一日も早く全校が洋式化になるようお願いをしたいと思います。これは町長さんにどのような思いでいらっしゃるか、御答弁伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） トイレの件でございしますが、町内に清掃をお願いしておる業者さんがい

らっしゃいまして、実は今年になりまして簡易トイレでございますが、過去からも学校における避難の際には協定を交わす中で簡易トイレをぜひとも優先的に垂井町に回してほしいということで協議を重ねてまいりました。

しかしながら、昨今のコロナ、円高等々の影響のあおりから、今年に入ってその事業から撤退をする話が出まして困ったなということでございます。そうしたときに、今日御提言のお話に入っていくのか否かというのが大きな課題、問題点で上がってくるわけでございますが、昨今の少子高齢化のあおりのことを含めて、学校教育課のほうからも財政所管という言葉が2度、3度出てまいりましたけれども、それから、企画の防災の担当から、果たして水洗化できちっとしたものを備えていくべきか否か、それともう一つは、これから財源の乏しいことが予想される社会に入ってまいりますけれども、地域の中で防災訓練の中で、こんな段ボールでやっておる場合やねえと、もう既にハード的に備えてくれということとの調整が私とても大切なことと思っております。

中村議員には失礼に値するかも分かりませんが、きちっと整備をされるべきだという方と、いやいや、もうこれから大変な時代になるので段ボールなり、それからビニールのやつで、そういった簡易的なやつが業者の中でも開発されておりますので、有事の際にはそれでしのぐのも一つじゃないかという考え方もございますので、十分この辺につきましては、議員の皆様とも折に触れて今後とも協議をさせていただきたい、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

とにかく今学校トイレに何が求められているかということを十分に私たちも考えながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 江上聖司でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

安定した行政サービスを提供するためには、地方自治体の財政状況を盤石なものにする必要があると考えます。

そこで2026年、全面開通の東海環状自動車道を視野に入れた工業用地の開発と企業誘致を提案します。

本町においても、将来にわたり公的サービスや行政機能を維持できる方策を今から考える必要があります。この課題は、少子高齢化が進む現代では、多くの自治体が直面する課題であると認識しています。少子高齢化が進むと、働き手となる若年層の人口が減少します。公的介護、年金制度をはじめとした社会保険制度の基本的な仕組みは、働き手である若年齢層が高齢者を

支える形となっていることから、社会保険制度に大きな影響を与えることになります。

また、税収減も大きな課題です。このことは御存じのとおりです。価値観が多様化したことから様々な生き方が認められていますが、子育て環境を改善することにより、子育て世代を応援したいとの思いから、自治体においては様々な施策に取り組んでいます。

垂井町においては、令和２年度から中学生の給食費を無償化し、令和３年度からは小学生の給食費も無償化にしました。また、高齢化の課題については、健康寿命を延ばすことにより、生き生きと活躍できる機会を増やす取組などがあります。様々な年代の方が集える環境を整えることは、新たな生きがいを見いだすきっかけにもつながります。

旧垂井町役場跡地にぎわい創出整備事業においては、ホールやカフェ、音楽スタジオや広場などを備え、町民が集えるにぎわいの拠点として地域の活性化を目指します。これらの事業は、子育て世代や子育て世代だけではなく、幅広い世代に交流の場を提供します。平均寿命が延びた現在では、セカンドライフの充実が健康寿命を延ばすことにもつながります。健康であれば、定年後、キャリアを生かして働くことも可能であり、それぞれのペースで働き続けられるよう起業する方法もあります。

また、趣味を楽しむことにより、健康の増進にもなります。地域社会とのコミュニケーションを持てる場所があることは、心に豊かさや生きがいをもたらします。

しかし、このような事業を永続的に続けていくためには、自治体の財政状況が重要になってまいります。現在、目の前にある状況と次の世代の状況を視野に入れ、見通しを立てる必要があります。垂井町においては、子育て世代やより幅の広い年代において安定的な環境を提供するために、財政面で下支えできる状況をつくり出す必要があります。

先ほど申しましたように、東海環状自動車道は2026年全面開通の予定です。本町は、東海環状自動車道の西回りルートに位置し、工業用地に適した地盤の固い地域があります。西回りルートにおける開発可能な工業用地は、東回りルートの工業用地の数を下回ることが予測されます。

そこで、本町において工業用地を開発することは、東海環状線西回りルートの整備効果を引き出すことにもなり、その波及効果は計り知れません。本町だけではなく、ものづくりのネットワークを鑑みたとき、広い地域に貢献できるものと考えます。企業誘致は、将来的には就業人口の増加も期待できるほか、近隣の市町から本町に通うことも視野に入れると、近隣市町と相乗効果で発展できる可能性があると考えます。

そこで、2026年全面開通の東海環状自動車道を視野に入れた工業用地の開発と企業誘致を提案します。早野町長の見解をお尋ねします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 江上議員の東海環状自動車道開通を視野に入れました工業用地の開発と企業誘致について、私からお答えをさせていただきます。

東海環状自動車道につきましては、御案内のとおり、愛知県、三重県、岐阜県の3県にまたがる延長約153キロメートルの高規格幹線道路として、東名・名神高速道路、中央自動車道などと連結する中京圏の発展を支える環状ネットワークとして現在整備が進められております。

本町が位置いたします西回りルートにつきましては、議員からも御案内のとおり、令和8年度の全線開通に向けて事業が現在進められているところでございます。既に開通されております東回り区間沿線では、交通利便性の向上に合わせて新たな企業進出や雇用が創出されておまして、西回り区間沿線においても同様のストック効果が期待されておるところでございます。

こうした中、経済産業省が公表いたしました2021年の工場立地動向調査の結果によりますと、岐阜県の製造業等の工場立地件数、立地面積が全国3位になったそうでございます。岐阜県では、この結果の要因といたしまして、広域アクセスの充実、地震災害のリスク回避に適した立地環境、市町村と連携した企業誘致の推進が考えられると、そのように分析をされております。

既に西回り区間沿線での工場立地に向けた企業の動きが活発化しておりまして、近隣市町では、東海環状自動車道インターチェンジ周辺におけます開発優位性を生かした様々な土地開発の取組が進められているところでございます。

このような情勢の中で、本町では平成29年度に府中離山工業団地開発事業に着手をいたし、令和2年度には株式会社イノアックコーポレーションに進出をいただきました。現在では、来年の操業開始に向けて着々と工場の建設工事が進められているところでございます。

このような中、議員からも御提案ございましたが、東海環状自動車道の開通を視野に工業用地の開発と企業誘致について御提案をいただきました。本町において、新たな企業誘致を進めるためには、まずは希望されます工場用地を開発できるのかどうか、加えて企業が計画する操業時期までに用地を開発することができるのかどうかが大変重要なポイントとなってまいります。

令和2年度に策定いたしました都市計画マスタープランの重点戦略によりますと、幹線道路沿線における産業用地の確保を掲げ、周辺環境との調和に配慮しながら多様な産業に対応する用地の確保を検討するとしております。

このことから、垂井町では、令和3年度に工場用地開発可能性調査業務を実施いたしまして、新たな工場用地開発に向けた取組を進めておるところでございます。

ただ、工場用地開発の候補地は、いずれも市街化調整区域、あるいは都市計画区域外のエリアでございまして、大半が第1種農地となっておるところでございます。優良農地の開発は、議員も御案内のとおりでございますが、非常にハードルも高く、手法も限られ、開発規模が大きくなればなるほど国との協議も必要になってまいります。

また、垂井町の農業振興、農地保全といった取組にも調整、配慮しながら、農地の所有者の皆様、そして耕作者の皆様の御意向にも寄り添いながら進めていかなければなりません。したがって、現在は、工場用地候補地において開発が可能なのかどうか、県の企業誘致課とも連携し、農政関係部局との調整も図りながら調査・研究を進めておるところでございます。

人口減少、少子高齢化が進む中でありますが、本町の地域経済の活性化、また雇用機会の拡大を図るためには、企業誘致は有効な取組の一つであると、私も議員も同様の認識をしておるところでございます。

一方、町内企業の町外への移転防止対策といった観点から、既存にございます企業の皆様への支援も大変大切でありますし、重要と、そのように考えております。この話を申し上げましたのは、国道沿いにございます某油圧製造機器のメーカーでございますけれども、私、正直申し上げまして西は町道、北は国道、南はＪＲの新幹線が走っておるといったようなことから、非常に懸念をしておりましたが、功を奏して現地で３工区にまたがって建て替えを行うということで、起工式にも御案内をいただいたところでございます。東京に行った折には、社長じきじきにお会いをしましてお礼を申し上げてきたところでございます。

こういった取組も、既存の活動をしていらっしゃる企業の皆様とのお付き合いもしっかりと心してかかれないと、先ほど来、議員からも申されたとおり、西回りルートのインターチェンジ付近にどんどん二、三日前にも、某精密機械の会社が起工式といった記事も載っておりましたが、この点についても、片方でしっかりと取り組んでいく必要があると、そのように思っておるところでございます。

以上申し上げました取組を進めるためにも、まずは新たな工場用地開発の可能性の調査をしっかりと進めてまいりますので、何とぞ御理解をよろしく願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（富田栄次君） ６番 江上聖司君。

○６番（江上聖司君） 再質問をいたします。

町長も、この企業誘致は大切だというふうな御認識があるということはよく分かりました。しかしながら、例えば候補地の用地の確保、選定が非常に難しい、ハードルが高いというお話をしていただいたわけでございますけれども、先ほど少し触れられました現在イノアックコーポレーションが新工場の建設を進められております。府中離山工業団地ですけれども、町長も産業課におられましたので、よく事情は御存じだと思いますが、これ私が平成23年、町会議員に初めて当選させてもらって３か月ぐらいですかね、それが過ぎたぐらいのところで、地元の方から、離山の話は一体どうなっておるんやというお話をいただきました。それで、私もちょっとなったばかりでよく分からなかったんですけれども、いろいろと調べまして、それで当時27号計画と言っていたと思いますけれども、ちょうど宙に浮くような感じになっていたわけですが、それから何回も一般質問、あるいは常任委員会の質問を繰り返し行ってきたわけがあります。

おかげさまで離山議員などとやゆされることもありましたけれども、本当にいろいろと、先ほどハードルが高いと言われましたけれども、障害はありました。ある方からは、もう企業誘致なんかやったらあかんよと、企業誘致なんかできるわけないとまで言われながら、ほかにも今の県の協議ですね、非常にハードルが高い。しかしながら、当時の中川満也町長の英断によ

り、最終的にこれがなし得たわけであります。

それで、私が何が言いたいかといいますと、非常に時間が一つはかかる、そして、やはり早野町長、これから２期目に向けて相当強い気持ちで、思いでこれを進めていっていただければ、これは成就しないというふうに私は考えますけれども、その点ちょっと町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えをしたいと思います。

離山の過去経緯も少し触れていただきながら、23年の頃からの話が随分と時間がかかって進出したということの理解だと思うんですが、確かに時間が要しますのは、県でありますとか国の許認可を受けるのに非常に書類の提出、それから、昨今は来る企業を当て込んでじゃないと許認可が下りない。これを振り返ってみますと、会社を、ここで工場を造るから農振であったり、調整区域を外してくれ云々という協議に、過去に恐らくですけども、私も行政におりましたので、企業を決め打ちしたものが決まっていなくて許可の俎上にも上がらんというストーリーなんですけど、過去に恐らくここへ来るけれども塩漬けになってしまったとかいうことの経緯から、恐らく基準の判断のハードルの考え方が、もう決まっていなくて許認可の俎上にも上げられんといったようなことで随分と状況が変わってまいりました。

現在でも、今、この場では正式にはまだ申し上げられませんが、水面で調整をさせていただいておる案件もございます。したがって、スピードを上げるのはもちろんでございますが、ここに来て世界経済の変動等々が著しいといったようなこともございますので、情報をしっかりとつかみながら、他市町に劣ることのないようなフットワークを駆使しながら、しっかりと議員の申されたとおりに活動を展開してまいりたいと、その決意でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） ６番 江上聖司君。

○６番（江上聖司君） 再質問いたします。

いわゆる来る企業を先に当て込むのが先と、来る企業を見つけてじゃないとなかなか許可が下りませんよという話でございました。

それで、国と県の方針ですね、取り組むべき課題の何かちょっと私、引っ張り出してきたんですけど、簡単に御紹介いたしますと、この第２章の３で来るべきチャンスという大きな表題があります。それは、東海環状自動車道西回り区間については、完成しますと、西濃、中濃、東濃西部地域を中心に製造業、商業、世帯が増加し、県全体で約4,830億円の生産額の増加が見込まれるということ。それと、国内でも完成例の少ない環状道路であるので、女性や高齢者が短時間勤務など、それぞれに合った形で働く可能性もできる、他地域に先駆けた新たなライフスタイルを実現していくことも期待されるという、これはあくまでも国・県の方針でありますけれども、これからコロナ禍を見越していったときに、逆に言うと今度どうでしょうか、企業のどこに取り合いといいますか、来てもらうかという、そういったことにもなるんじゃない

かなというふうには私は考えますけれども、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 議員申されたとおりに、ひょっとしたら沿線市町こぞって同じ考え方、それから市会議員であつたり、皆さんであつたり、思いを同じの方が実に多いと思うんですが、取り合いに負けないようにやらなければならないという、非常に大きな宿題がございます。

ただし、垂井町でございますけれども交通の便がいいのと、それからＪＲですね、そういったよそにないところをやっぱり宣伝しながら、ＰＲしていくことも必要でございますし、今年に入りまして企業連絡会なるものを立ち上げましたけれども、事業者の皆様方と行政の持つておる情報をどんどん出しながら、共に住民との協働もさることながら、企業、事業所の皆様方も従業員を抱える中で従業員獲得にも非常に悩んでいらっしゃるのも我が垂井町の事業所も一緒にございまして、したがいまして、各種の情報の提供をお互いに図りながら垂井町で営んでいただくことを願っておるところでございます。

したがいまして、よそに負けないようにどうやって講じるかというのが、私どもに課せられた大きな宿題でございますので、今後とも連絡会でありますとか、それから、時には連合であつたり、まちづくり協議会等々、そうした地域の組織体が垂井町の場合はしっかりしておりますので、あとはそれをどうやって熟しているんなことに展開していくかということでございます。

ある企業の取り合いの話は、私も議員と同様でございまして、それに負けない施策をどうするかというのが大きな課題であるというふうに認識しておりますので、今後とも御支援、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） ６番 江上聖司君。

○６番（江上聖司君） 取り合いに負けないようにしたいというふうにおっしゃっていただきました。そこはもうしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、私が今回この質問をするに当たって、要は何が言いたかったかといいますと、一般質問の通告書のほうにも書かせていただきましたけれども、いわゆる財政状況を盤石にするために、この下支えする施策が必要である、その一つが企業誘致であるといったことを申し上げたわけであります。先ほど言いましたように、非常に時間がかかる、そしてハードルが高い、そういった状況で、今、取り合いに負けないようにするというふうにおっしゃったんですけれども、いわゆる下支えする施策というふうにどれぐらい財政状況を盤石にするための必要性があるかということを、どれぐらい考えておられるかということをお尋ねしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（富田栄次君） もう一度、質問内容を絞っていただけませんか。財政のことかどうか。

○６番（江上聖司君） 分かりました。

いわゆる企業誘致が私は下支えする施策だと思っているんですね。町長、それにつきまして

どのように考えておられるかということです。よろしいですか。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 下支えする、私も同感でございます。

ただ、企業誘致ばかりが全てじゃありません。あらゆる事業の展開の下支えがないと、恐らく会社だけが立派にいくけれども、地域の自治組織ががたがたでは、そのようには多分つながりませんし、世の中全てだという理解をしておりますが、その町の人口が緩やかな落ち方をすればそれだけ働く方もまだたくさんいらっしゃるということにつながりましょう。

したがって、全ての分野における活動の活性化がないと企業誘致、企業の立地だけがどしどしといくと、逆に言うとその町の自然がなくなるということにもつながりましょう。

したがって、我が町のデメリットまで言いませんけれども、市街化調整区域を持ちながら、その中からも開発可能な地域を調査をかけながら、いかに醸し出してそこに企業を持ってくるかということだと思います。

それは、今年度に託するであろう未来の子供たちに田んぼであったり、山であったり、当然残して受け継ぐべきだという認識も持っておるところでございます。

過去に大阪の万博の際に千里ニュータウンの山を削って住宅開発をしたところがございましたし、それから某東濃のほうでも著しく町村であったところが大垣のベッドタウン化をして何々市に大きくなったということでございますが、そろそろ四、五十年たちますとどういう問題が内在しておるかということに、恐らくぶち当たっておところも想像できるわけでございますが、したがって、緩やかかもしれませんけれども、大切な自然であったり歴史を今年度に引き継ぐ際の中で、企業誘致をどうやって現在ある行政サービスを落とすことなくやるのが私の大きな仕事でございますので、議員の皆さんと一丸となって取り組んでまいり所存でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げまして、御回答とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 6 番 江上聖司君。

○6 番（江上聖司君） ありがとうございます。

○議長（富田栄次君） 3 番 乾豊君。

〔3 番 乾豊君登壇〕

○3 番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

私のほうからは、次の2点につきましてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございます。本町における所有者不明土地の現状について、2点目は、学校における校則等についてでございます。以上2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございます。

本町における所有者不明土地の現状についてでございますが、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化になることから、所有者不明の土地の増加には、ある程度の歯止めの効果があると思いますが、既に存在する所有者不明の問題解決は、時間を要すると思いますけれども、

自宅の隣や近所に所有者が不明な土地があることは、環境や防犯の面から、住民にとっては不安であると思いますが、これらは本町のまちづくりにも影響することもあります。進むはずの計画が頓挫する可能性もあり得ます。

そこで、この問題の現状と対策についてお伺いをしたいと思います。

既に把握している所有者不明土地は、住宅地、農地などどのくらいの件数や面積となるのか、そのことで得られない税収はどのくらいの金額となるのか。また、最後にどのような対策を実施して、何件くらい解決に至ったのかをお伺いしたいと思います。

次に２点目でございます。

学校における校則等についてでございます。

令和３年２月、福岡県の弁護士会は、文部科学省や福岡県の教育委員会等に対して中学校校則の見直しを求める意見書が提出されました。

その内容等は、必要な理由が説明できなかったり、不必要に男女分けしたりする校則や指導は見直すべきで、校則の制定や見直しにおいては、生徒の意見を反映すべきといったものですが、令和３年６月８日に文部科学省から、校則の見直し等に関する取組事例について各学校に対し周知を図るよう通知が出されました。

その中では、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているかどうか、絶えず積極的に見直さなければならないとし、校則の見直し等に関する取組事例が紹介されていました。

校則を見直そうとする動きが全国的に広まっているという報道もありますけれども、全国的な状況を踏まえ、町の教育委員会として校則があるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

また、学校が集団生活の場であることから、一定の決まりが必要なことや、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことが重要であることは十分理解しますが、小・中学校の保護者からは、学校の決まりについて疑問の声や見直しを求める声などはないでしょうか、お伺いをしたいと思います。

さらに、子供たちや保護者の中には、学校の決まりについて疑問があったり、見直しを求める場合、誰にどう伝えればいいのか分からないという声もあります。学校の校則や決まりを変える場合の手続をどのように行っているのかをお伺いします。

また、保護者や子供たちからは、学校の決まりの見直しを求める声を積極的に聞くことは重要だと考えることから、見直しについて、子供たちが話し合う機会を設けたり、子供たちや保護者からも、何らかの形で見直しに参加できるように取り組んではどうかと思いますが、その見解をお伺いしたいと思います。

以上、２点につきまして質問しますが、分かりやすく丁寧に簡潔に御答弁くださいますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、乾議員御質問のうち、1つ目の御質問、本町における所有者不明土地の現状についてお答えさせていただきます。

所有者不明土地とは、人口減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市部への人口移動を背景とした土地所有意識の希薄化等により、相続等の際の土地所有者について登記が行われないことが常態化し、不動産登記簿を確認しても所有者が分からない状況下にある土地、また住所の変更登記が行われないことにより、所有者が分かっても、その所在が不明であり、所有者に連絡がつかない状況下にある土地を指し、今後、人口減少や高齢化社会が進み、相続機会が増加する中、所有者不明土地が増えることが懸念されており、課税上の問題としても認識しているところでございます。

また、現行制度における相続登記は義務でなく任意であり、名義変更等の手続を行うこと、また、いつまでに行うかについても相続人の判断に委ねられているといった現状もあり、これらも所有者不明土地が増加する要因の一つと考えられています。

現行、登記簿上の所有者がお亡くなりになった場合は、現に所有しているものの調査、いわゆる当該固定資産の法定相続人を調査する必要があるため、住民基本台帳や戸籍謄本等の情報を取得し、法定相続人等利害関係者を追跡調査いたします。

しかしながら、調査を尽くした結果、相続人が不存在となるケースもございます。これら相続人が不存在となり、所有者が不明となった土地は、議員御指摘のとおり管理不全の状態となり、地域社会において様々な問題の原因となっていることは認識しているところでございます。

御質問の垂井町における固定資産上の所有者不明土地として現在把握しているものにつきましては、令和4年度固定資産課税における所有者不明土地の状況調査の結果からお答え申し上げますと、住宅及び農地を合わせ18件、面積は13万平方メートル、税収につきましては、おおむね60万円でございます。

これら相続放棄等に起因する所有者不明土地への課税上の対応といたしましては、令和2年度の税制改正により、課税の公平性確保といった観点から、使用者を所有者とみなす制度を拡大する措置が講じられ、令和3年度課税分から適用が可能となったところでございます。

具体的には、地方税法343条第5項の相当な努力を払い探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合にはその使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる規定が整備されたところでございます。

当該規定が適用される使用者は、所有者と同等程度の使用収益が認められ、臨時的かつ一時的な利用ではなく、相当な期間にわたり恒常的に使用している事実が客観的に確認できるものが対象となります。

垂井町におきましても、当該規定を運用し、所有者不明土地であった資産に対し、使用者を所有者とみなし、新たに課税することに至ったケースもございます。課税上、解決に至った実績件数といたしましては、2件のものが新たに課税対象とすることができたところでござい

す。

固定資産課税事務におきましては、これら相続放棄等を事由に次の所有者となる相続人の調査事務に多大な時間を要しているのが現状でございます。2世代、3世代と相続の未登記状態が進み、現在相続を承継する権利者が何世代も遡り、相続登記を行うためには、多くの費用や労力が必要となり、全ての相続登記を完了するにはとても長い時間を要することとなります。

議員の御質問にもございましたように、令和6年4月1日からは、相続登記が義務化され、相続の開始及び所有権を取得したと知った日から3年以内に相続登記をしなければなりません。また、改正法施行日である令和6年4月1日より以前に発生した相続についても、相続登記の申請義務化が対象となり、法施行日から3年間の相続登記の申請義務期限となるため注意が必要でございます。

垂井町といたしましても、これら不動産登記法改正による相続登記の義務化を一つのよい機会と捉え、毎年お亡くなりになられた方で固定資産をお持ちの方には、相続登記が完了するまでの間、納税通知書の文書を相続人を代表して受領していただく相続人代表者の届出の提出を求める中、これらの手続と併せて相続登記の変更についても丁寧に御案内し御理解をいただくとともに、新たな所有者不明土地の発生を抑制できるよう努めてまいります。何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 乾議員の2つ目の御質問、学校における校則等についてのうち、私からは、1点目から3点目までについてお答えをいたします。

まず1点目の御質問、町教育委員会として校則があるのかについてでございます。

文部科学省の生徒指導提要には、校則の在り方は特に法令上は規定されていないものの、社会通念上、合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされているといった内容が記述をされております。したがって、校則等につきましては、垂井町立小中学校管理規則などに定めておりません。御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の御質問、学校の決まりについて疑問の声や見直しを求める声などはないかについてお答えいたします。

学校に調査したところ、疑問の声がない学校もあれば、疑問の声などをいただいている学校もございました。例えば、保護者や地域の方々から、熱中症対策として気温が高い時期においてランドセルを使用しないこと、体育の時間に体操服に加えて白のTシャツも使用してもよいこと、それから自転車通学許可地区を自治会ごとに決めるのではなく、距離により決めることなどについて御意見をいただいたことがあると聞いております。

続いて、3点目の御質問、学校の校則や決まりを変える場合の手続をどのように行っているのかについてお答えいたします。

こちらでも調査をいたしましたところ、どの学校も一定の決まった手続は定めていませんでした。校則や決まりの見直しを行う場合には、その内容によって、例えば学校運営協議会やPTA本部役員会等で話題にされたり、職員会で協議をしたりしながら進めています。

また、生徒から要望が出される場合については、生徒会執行部が提案し、生徒と教職員による意見交流等を行いながら見直しを進め、保護者や地域の方々に御意見をいただくこともあると聞いております。

いずれにいたしましても、これらを踏まえまして、最終的に学校の校長先生が判断することになります。以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 乾議員の2つ目の御質問、学校における校則等についてのうち、4点目の御質問、子供たちや保護者から見直しについて参加できるようにすることについての見解をお尋ねいただきましたので、私からお答えいたします。

学校における校則等は、集団生活を営む児童・生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長できるようにするために設けられるものであり、各学校の教育目標の具現のため、子供たちの発達の段階や学校、地域の状況、あるいは時代の変化などを踏まえまして、最終的には校長により制定されるものです。

また、議員御指摘のとおり、学校教育の中で、規範意識や社会のルールの遵守に関わる指導を行うためにも重要な意義があると考えております。

校則等に関わる指導を行う際には、校則を守らせることばかりにこだわるのではなく、その背景や意味についても理解できるよう、また子供たちが自分事として校則等の意味や意義を理解し、自主的に守るよう指導していく必要があると考えております。

この点から、議員御質問のとおり、校則等の見直しの過程に子供たちが参加することは大変意義のあることと認識しております。

また、必要に応じて特に経済的な負担もお願いしております保護者の御意見を伺うことも大切であると考えておりますし、本町の各小・中学校は全てコミュニティ・スクールに指定しておりますので、学校運営協議会の委員の意見を聴取することも重要であると考えております。

これまでも、本町におきまして、不破中学校では令和2年度に男子は青、女子は赤と指定されております体操服を男女の違いがない、いわゆるジェンダーレスの体操服にという生徒の要望があり、生徒会が中心となって幾つかの見本を基に全校生徒の話し合いを行い、生徒や保護者の意見をまとめ、令和3年度から男女同じ色の体操服を着用しておりますし、令和3年度には、生徒の要望を受けまして制服にスラックスも導入しております。

また、北中学校におきましても、令和3年度に体操服の見直しをし、生徒会や保護者の意見を基に令和4年度から男女同色の体操服に変えてまいりました。並びに制服のスラックスについても、不破中学校同様導入しているところでございます。

私たちが子供の頃は、中学生は丸刈りが当たり前の校則でありましたし、甲子園球児は丸刈りにするのが当たり前という見方がございました。しかし、学校を取り巻く社会環境や状況は常に変化してまいります。校則等の内容につきましては、今後も児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、必要に応じて子供たちや保護者などの御意見もいただきながら見直しを進めることが必要であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をしたいと思いますけれども、まず所有者不明土地の現状についてでございますが、所有者不明の土地については、将来的にどのような影響を及ぼすとお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 税務課長 桐山裕次君。

○税務課長（桐山裕次君） ただいまの御質問、所有者不明土地が将来どのような影響を及ぼすかについて、お答えさせていただきます。

固定資産、税制の観点から申し上げますと、所有者特定に多くの時間を要する、これらの要因が効率的な賦課徴収が困難となり、結果、徴収コストがかさむという問題がございます。

また、所有者不明により管理不全となった土地等につきましては、地域の防犯上、または衛生、景観上といった様々な問題が発生することが懸念されます。

さらに、所有者が調べたことによって直ちに判明しないことは、公共事業、また民間取引による土地の円滑な利用にも支障があると認識しております。以上でございます。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございました。

それでもう一点、これまでもいろいろと対策等も講じられてきたと思うんですけれども、その効果というのはどの程度のものだったか、お尋ねしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 税務課長 桐山裕次君。

○税務課長（桐山裕次君） これまでの対策や効果につきましての御質問に対してお答えさせていただきます。

固定資産の所有者がお亡くなりになった際に相続登記の御案内がまず確実にできることが、解決の一番でないかと考えております。

現在、垂井町の窓口の連携等により、固定資産を所有する方がお亡くなりになった場合は、資産税窓口にお越しいただけるよう御案内、連携しております。この際、資産税の税に関する事、またそこで相続登記が必要な事、これらを丁寧に御説明させていただいているところでございます。

また、法定相続人の追跡調査を実施いたしまして賦課徴収につながるように努めておりますが、調査には多くの時間、費用がかかるものでございます。結果といたしまして、相続人全員

の相続放棄が完了することもあり、成果に結びつかないことも多様にございます。しかしながら、今後も適切な課税、賦課徴収に向けて適切に事務を遂行してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

それでは、次に学校の校則について再質問をしたいと思います。

先ほど教育長も御答弁いただきました。いろいろありがとうございました。

この校則につきましてはいろいろと問題が出てきまして、特に思いましたのが、垂井町では、中学校は別としまして、小学校の制服とか体操服、これは町全体で統一をされていないと思うんですけども、ある学校では制服があり、ほかの学校では制服が決まりがないとか、あるいはジャージは男女別で色を分けてありますけれども、これは何か理由があってこうやって分けてあるのかということもちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 男子、女子のジャージの色のことを再質問いただきました。

これまで、いつからそのようになったのか、どうしてそのようになったのかについての経緯は、私どもまだ勉強不足で承知しておりませんが、明らかに男子、女子と色分けしてまいりましたのは、男子か女子かというのが明確に分かるということであろうと思います。そのためにジャージの色が変えてあるんだということで、先ほども申し上げましたが、これ教育委員会からこうしなさいというような指示があったわけではなく、それぞれの学校で協議をしまして、保護者の御意見も参考にしながら、ジャージあるいは制服については定まってきたものと認識しております。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

それで、やっぱり小学校、ジャージでも体操服でもそうですけれども、今おっしゃられたとおり、いつか分かりませんが、一つに統一したほうがいいんじゃないかな。例えば、白のシャツ、下は紺色のジャージ、これは男女だったら共有できるわけですね。私もあるところで聞きますと、男子でも女子でもそういう服装をしておるもんで、極端に言えば、お下がりには子供にもいくということもできるんですけれども、統一していないもんで、その分、保護者には負担がかかる、それを買わなきゃならんから負担がかかるというようなことも出てまいります。

そういったところから、本当にやっぱりぜひ町全体としてそういったものを見直ししていただきながら、ぜひ統一できるものは統一していただきたいと思いますし、先ほど言われましたように、いつからか分かりませんがそういった経緯があるわけでございますけれども、統一できるものは統一していただきたいと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 乾議員の再質問にお答えいたします。

今現在、中学校は男女同色にしております。学年ごとの色分けもないようにしておりますので、変えて分かったことは、何年生か分からないと、聞かないと分からないというようなところが弊害として出てきているかなというふうに思っております。

とはいえ、従来のように大きなゼッケンをつけて名前が誰か分かるような状況も、今これまた困ったことになるだろうと思っています。

したがって、ジャージの問題につきましても、その学年の発達、あるいは学校の発達の程度によってよいのかよくないのかということも検討しながらすべきだというふうに捉えておりまして、先ほど申し上げましたように、教育委員会としてこうせよというような問題ではなくて、子供の実態、発達の段階、地域の実情、保護者の御意見、そして何よりも子供たちの意見も聞きながら、これから考えていくべきもの、またこれからも考えていくべきものというふうに捉えておりますので、御了解いただけますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

それで、もう一つ伺いしますが、小学生のランドセルでございます。今は、各家庭それぞれランドセルを買ってもらっていますけれども、これらも中学校と同様に、例えば町指定のものにするとかいうようなことも考えてもらえればいいかなと思います。

実は12月13日、昨日ですかね、NHKのニュースでランドセルの在り方について少しニュースをしておりました。先ほどもお話しございましたが、ランドセルは義務ではないので、校則でも定めておられるものではない。それから、ランドセルではなくても、その子に合ったものを使えばいいというようなこと、それからリュックサックのような軽いものでもいい。だから、基本的にはランドセルは必要ではなく、その子に合ったものでどうだというようなそういうことも今ニュースで出ておりました。

確かにそうだと思うんで、これらも教育委員会、あるいはPTA含めて、学校で決めるわけでございますけれども、これはやっぱり統一できるものは統一、先ほど言いましたようにしてもらって、共通にできるものをしてもらうほうがいいのかなというようにも思います。

この中で御父兄の方が言ってみえるのは、小・中学校の給食費が無償化になったということ、これはもう非常に喜んでおられます。あわせて、今度小・中学校の教材費、教材費もそうかかるわけでございますので、例えば教材費も無償化にしていだけるとかいうようなことも、できるものであればお願いをしたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（富田栄次君） 申し訳ないですけれども、教材費の無償化はちょっと最初の質問からとは違ってきていますので、それについては申し訳ないんですけど、その他につきまして教育長、何かお答えすることがありましたら。

教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 乾議員の御質問のうち、ランドセル等々に関わっての件につきまして、

お答えをさせていただきたいと思っております。

議員御案内のようにランドセルでなければ駄目という決まりは、学校としてはつくっておりません。ただ、伝統的にランドセルを小学校に入ると渡すのが、これまた伝統的なつながりの中で行われているべきものでございまして、学校としてはとりわけランドセルにはこだわっていないと。したがって、夏の暑い盛りはもっと軽いものでもいいんだよというような、先ほどの見直し等々につながっております。

これはまた、ランドセルをどうするかという問題につきましては、本当に学校の一存だけでは決められない様々な要素があるだろうと思っております。テレビ等を見ますと、お孫さんが来年度入学するからということで夏頃から様々なランドセルを選ぶ祖父母の姿等々が見えます。この点につきましても、今通知で常に校則等の見直しをするようにという指示はしておりますので、継続して検討してまいるべきものだというふうに考えております。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） いろいろとありがとうございました。

いずれにしても、校則等についての見直しはぜひしていただきたいと思ひますし、常にPTAとか教育委員会とかそれぞれのところで御検討いただきながら、前向きに考えていただければというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） ただいま議長の許可をいただきましたので、これより通告に基づき一般質問を開始したいと思います。

今回から一般質問におけるマスクの着用の方針が変わりまして、私もマスクを外してお話をさせていただきたいと思ひます。

今回の質問は大きく2点です。1点目は感染症対策について、2点目は賑わいのある「虹の町たるい」を目指してです。

それでは、早速質問に入ります。

1点目の大きなテーマは、感染症対策についてです。感染症というテーマで新型コロナウイルス感染症とヒトパピローマウイルス感染症という2つの質問を行いたいと思ひます。

まず最初の質問、新型コロナウイルスに関連する質問で、コロナ禍での学校生活について質

問を進めてまいります。

令和4年11月29日付で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡が通知されました。この通知は、政府の定めた新型コロナウイルス感染症対策、基本的対処方針の中の飲食の場面における黙食の文言が削除されたことを受けて、改めて文部科学省としては必ずしも黙食を求めているということを明記した通知となっています。

文部科学省が作成する学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおいては、会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要でなどとし、従前から必ず黙食とすることを求めているものの、学校あるいは教育委員会の配慮により多くの学校で黙食が行われている実態があります。

今回の通知を受け、垂井町として給食時の会話についてどのように対応していくかをまずお伺いしたいと思います。

続いて、ヒトパピローマウイルス感染症に関する対策についてお伺いいたします。

このテーマについては、HPVワクチン今後の課題についてというテーマで、令和3年12月議会において同僚議員からも質問がありましたが、視点を少しずらしての質問とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

令和4年度より、ヒトパピローマウイルス感染症、以下、HPVワクチンと申しますけれども、こちらの積極的な接種勧奨が再開されています。垂井町においても個別に接種勧奨を進めているかと思いますが、現在、定期接種の対象となっているHPVワクチンは、サーバリックスという2価HPVワクチンとガーダシルという4価HPVワクチンです。

2価ワクチンは、子宮頸がんの主な原因となるHPV16型と18型に対応するワクチンで、4価ワクチンは2価ワクチンで対応している16、18型に加え、良性の尖圭コンジローマの原因となる6型、11型、合わせて4つの型に対応するワクチンです。

現在、厚生労働省においては、この2種類のワクチンに加え、令和5年4月からシルガード9という9価ワクチンの定期接種化に向けた準備を進めていますが、現時点では公費対象ではなく、シルガード9の接種を希望する場合には自費で接種する必要があります。自治体によっては、シルガード9を接種した方に対して独自の助成を行っています。

基本的には、2価より4価、4価より9価のほうが多くのウイルスに対応できるため、垂井町としても9価ワクチンに助成を行い、町内で子宮頸がんになる方が発生するリスクを最小限に抑えるべきと考えますが、担当課の所見を伺いたいと思います。

また、HPVワクチンの接種は女性を対象にしていますが、4価ワクチンに限り男性にも接種が認められるようになりました。しかし、男性は公費負担となる定期接種の対象ではありません。男性にHPVワクチンを接種すると、中咽頭がんや肛門がんなど複数のがんに対する予防効果があるとされており、厚生労働省においても男性に対する4価ワクチンの定期接種化が検討されていますが、垂井町としては先んじて助成を行ってはいかがでしょうか。こちらにつ

いても担当課の所見をお伺いしたいと思います。

大きな2つ目のテーマは、賑わいのある「虹の町たるい」を目指してです。

垂井町の抱える最重要課題は人口減少であると考えていますが、人口減少期間を乗り切るためには、にぎわいのあるまちづくりが欠かせません。今回の質問でのにぎわいの定義は、人々が集い交流することを指しています。人口が減り、まちづくりの担い手が減るからこそ、人々がつながり、助け合える町をつくっていく必要があります。それこそが持続可能性が高く、多様性があり、住んでよかったと思える「虹の町たるい」につながっていると思っています。

今回は、移住者、子供の観点から、にぎわいづくりに関する質問を行いたいと思います。

まず、移住者についてです。

垂井町では、タウンプロモーションの観点から、移住・定住サポートサイトや冊子の作成を行っています。町の魅力を広め、垂井町への移住を促す一連の事業は、これからより重要度が増してくるでしょう。その一方で考えなければならないのが、移住者の居場所づくりです。

垂井町に移住してくる方は、自発的に垂井町を選ぶ方もいれば、結婚や職業上の理由などで結果的に垂井町に住むことになった方もいます。こうした様々な背景を持つ方々が地域で順応するためには、自治会やPTA、消防団といった地縁の組織に入り、御近所付き合いを通して地域内での居場所をつくるのが一般的です。しかし、近年はコロナ禍による地域行事の減少や核家族化などで地域に順応する機会がなく、孤立している人もいます。

特に、結婚を機に移住をし、周囲に知り合いがいない中で出産や育児を行う女性は孤立感を感じやすく、内閣府も地域の人間関係の希薄化等による子育て中の親（特に母親）の育児への不安感や負担感の増大、育児の孤立化が課題であるとされています。

現状では、垂井町に移住してきた方に対して、地域の中で居場所づくりは行われていません。最終的に居場所をつくるかどうかは本人次第にはなりますけれども、移住促進を政策として行う以上、移住者がスムーズに町に溶け込める仕組みは整えておく必要があると考えています。移住者同士でつながりが持てる場所や機会を提供し、移住者の居場所づくりを行うことで、垂井町には安心して移住できるという新たなPR材料にもなると思います。

このことから、移住者の居場所づくりを行うことは重要だと思いますけれども、担当課の所見をお伺いしたいと思います。

また、にぎわいを考える上で子供たちを欠かすことはできません。

子供が健やかに成長するためには、遊びを通して学びを得ることが重要であると考えますが、近年は子供が外で遊ばなくなったという声も耳にします。確かにコロナ禍で人との接触を避ける風潮ができているのは事実ですが、その一方で、子供の遊び場が限られているという現実もあります。

垂井町内には各地に公園が整備されていますが、相川児童公園と朝倉運動公園を除くと遊具がほぼ整備されておらず、小学校区内に遊具が整備されている公園がないと、子供たちは遊具遊びができません。遊具は子供たちに楽しい遊びを提供する大切な道具です。ブランコや鉄棒、

ジャングルジムに代表される遊具は、確かにけがの危険がありますが、できないことに挑戦する楽しさや達成感を身につけ、危険を回避する能力や危険を予知する能力を育むことができます。また、遊具を通してほかの子供と一緒に遊ぶことでコミュニケーション能力も育ちます。少なくとも校区ごとに1か所は子供たちが安全に通える遊具付きの公園を整備し、子供たちの歓声でにぎわうまちづくりを推進すべきと考えますが、この点についても担当課の所見をお伺いしたいと思います。

以上、大きく2点について質問させていただきました。何とぞ御回答のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 太田議員の1つ目の御質問、感染症対策についてのうち、1点目の文科省からの通達を踏まえ、給食時の会話についてどう対応していくかにつきまして、私から答弁させていただきます。

議員御紹介のとおり、令和4年11月29日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等については、飲食における感染対策について、文部科学省が作成する学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおいては、会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話は控えるなどの対応が必要だと述べ、従前から必ず黙食とすることを求めていると述べております。

また、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能とし、併せて感染状況を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を検討するよう依頼しています。

この通知を受けまして、令和4年12月8日付岐阜県教育委員会の新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営については、黙食の言葉を削除し、その上で特に重点的に取り組むべきこととして、食事を取る場面においては飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応をすること、さらに飲食時における児童・生徒の感染防止対策に関する指導について、校種や各学校の児童・生徒の状況により判断することとしております。

今申し上げましたこれらの通知を基に、先日開催いたしました校長会で、給食時の黙食の取組に関わる検討をいたしました。

各学校が今一番心を砕いておりますのは、安心・安全であるべき学校が感染拡大の場になり、クラスターが発生することであります。

また、食事中にマスクを外して会話することに強い不安を感じる児童・生徒がいることも想像できます。

今回改定されました岐阜県のマニュアルには、飲食時の感染リスクが高い傾向にあることは

今に至るも変わりありませんと記載されております。黙食の言葉が削除されたとはいえ、感染状況や教室の広さ、発達の段階などを踏まえて、今後も引き続き慎重な対応が求められると考えております。

また、新聞等で報道されておりますとおり、12月に入りましてから昨日までの垂井町内の新規感染者数は376人となっております。町内の児童・生徒の感染者数は現在70人を超えておりまして、このところ毎日感染情報が届いているような状況でございます。

また、昨日の岐阜県内の感染者数は、8月末以来の4,000人を超え4,356人、死者数は過去最高と同数と報道されておりました。

さらにこの冬は、新型コロナウイルス感染症に加えてインフルエンザの同時流行が懸念されておりますし、中学校3年生におきましては、これから本格的に進路を決定する時期を迎えてまいります。こうした状況を踏まえまして、垂井町内の小・中学校では、今後の感染状況を見据えながら、当面給食時の会話を控える、いわゆる黙食の取組を継続してまいりたいと考えているところであります。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、太田議員の大きい1つ目の御質問、感染症対策についてのうち、2点目のHPVワクチンの9価ワクチン接種に町独自の助成を行ってはどうかと、3点目の男性のHPVワクチン接種に対して町独自の助成を行ってはどうかについてお答えさせていただきます。

HPVワクチン接種につきましては、ヒトパピローマウイルス感染症の感染を防ぐことで子宮頸がんの罹患を予防することを目的に、定期接種に位置づけられております。

過去には積極的な接種の呼びかけを中止していた時期もございましたが、議員おっしゃったように今年度4月から勧奨が再開されたところであり、本町におきましても、定期接種の機会が失われていた女性を救済するキャッチアップ接種対象者に対し、勧奨を行ったところでございます。

また、HPVワクチン接種につきましては、女性に対し、2価及び4価HPVワクチンの接種が定期接種と位置づけられており、現在、町内の医療機関では4価HPVワクチンを接種しております。

さて、議員御提案の女性への9価HPVワクチン接種及び男性への4価HPVワクチン接種に対する助成を行ってはどうかについてでございます。

現在実施されております予防接種には、予防接種法に基づき接種が行われる定期接種と、薬事承認により使用は認められているものの、予防接種法に基づかない任意接種がございます。女性への9価HPVワクチン接種及び男性への4価HPVワクチン接種は、どちらも任意接種に位置づけられております。

また、この2つの接種以外にも任意接種に位置づけられた予防接種は複数あることから、その中のどの任意接種を助成対象とするのかなど、難しい問題であると考えております。

なお、9価HPVワクチンにつきましては、本年11月18日に開催されました第41回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして定期接種での使用が了承されたことから、今後必要な法令改正等を経て、令和5年4月1日から開始できる見込みでございます。

このことから、今後、9価HPVワクチン接種につきましては、不破郡医師会にも相談し、しっかりと調整してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、太田議員の2つ目の御質問、賑わいのある「虹の町たるい」を目指してのうち、1点目の移住者の居場所づくりを推進してはどうかについてお答えさせていただきます。

一昔前は、近所の世話焼きさんから引っ越された方に地域のルールや生活をしていく上で役に立つ情報などが提供され、自然に地域になじんでいくという流れが存在していました。しかし、最近では個人が主となる時代となり、プライバシー保護への配慮や生活スタイルの多様化などにより、以前と比べ御近所付き合いが難しくなる傾向にあり、地域社会全体のつながりが希薄化してきていると感じています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の終息が不透明なこともあり、交流の機会の減少とともに、孤独・孤立に関する課題への対応が求められているところでございます。

こうした中、町では10月29日から11月26日の毎週土曜日の夜間、役場2階の展望ラウンジにおいて、岐阜県と共催し、外国籍の方を対象にした日本語教室を5回シリーズで開催しました。参加しやすいよう開催日時、場所を調整した結果、ベトナムやブラジルなど日本を含め世界8か国の方が集い、回によっては参加者が50名を超えることもあり、大盛況のうちに教室を終えることができました。

参加された方に教室への参加理由を伺うと、たくさんの人と交流がしたいという声が多く、片言の日本語、ジェスチャーを交えての教室は、参加者同士が目を輝かせながら会話を楽しむ姿がとても印象的でした。

この教室には、支え側として町内にお住まいの日本人ボランティアの人たちなどに協力していただき、言葉の違う国の人と人をつなぐ仲介人としての役割を担っていただきました。御協力いただいたボランティアの皆さんにも同様に教室への参加理由を伺ったところ、外国籍の人と交流がしたいという思いの方が多く、参加者、ボランティア双方の思いがマッチングした事業となりました。

議員御提案の居場所づくりは、移住者にとって地域に溶け込んでいく絶好の仕組みづくりであり、一方でそれを維持し、継続していくには、まさにこのような出会い、マッチングが必要であると感じたところです。

これまで、協働のまちづくりは住民と行政との関係を重きに考えてきましたが、これからは住民と行政との間の橋渡し役の存在が新しい形での地域の交流、お付き合いを押し広げ、将来にわたり協働のまちづくりを進めていく大きな力となり得ることから、その橋渡し役の発掘、育成は今後の主要な施策として位置づけ、しっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

なお、町内には、孤独・孤立者の居場所づくりに取り組まれますNPO法人や、保健センターで行います母子保健事業の中での乳幼児すこやか相談、また子育て支援センターが行います各種事業などは、移住者や出産・育児を迎える方にとりまして、つながりを持てる居場所となっていることを御紹介させていただきます。引き続き垂井町に移住してよかったと思っていただけるよう、移住者からの御意見を傾聴しながら、居場所づくりの充足に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 都市計画課長 小森俊宏君。

〔都市計画課長 小森俊宏君登壇〕

○都市計画課長（小森俊宏君） 私からは、太田議員の御質問のうち、小学校区ごとに公園の遊具を整備してはどうかにつきまして、都市計画課が所管しております都市公園の観点からお答えさせていただきます。

本町が設置する都市公園につきましては、垂井地区に5つ、東地区に1つ、宮代地区に1つ、府中地区に2つの合計9つの都市公園があり、そのうち遊具が設置されている公園は、垂井地区に2つ、東地区に1つ、宮代地区に1つ、府中地区に2つの6公園になります。

遊具が設置されている公園のうち、相川児童公園につきましては、昭和53年の供用開始から30年以上が経過し、施設の老朽化が著しかったことや、憩いの場としての公園機能を強化するため、平成24年度に再整備に向けた住民ワークショップを開催し、地域住民、利用者等の声を反映した再整備計画を策定し、平成25年度から平成27年度にかけて改修工事を実施いたしました。現在では多くの利用者でにぎわっており、地域の憩いの場として御利用をいただいております。

また、新井公園につきましては、限られた遊具が設置されていたものの、地元自治会から遊具設置についての継続的な要望をいただいておりますことから、令和3年度に地元と協議をいたしましてブランコを設置いたしました。現在は多くの子供たちに楽しんでいただいているところでございます。

朝倉運動公園につきましては、町民プールの廃止の方向性が決定したことから、プールの跡地の活用と併せて公園全体の再整備に向けた検討をスタートしたところでございます。検討に当たりましては庁内検討委員会を設置し、若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、住民の皆様と親しまれ、にぎわいのある公園となるよう再整備方針の検討を進めているところでございます。

プロジェクトチームの検討を進めていく中で、公園利用者や子育て世代の皆様、公園に隣接いたします不破高校生を対象にインタビュー調査を実施し、大変多くの皆様に生の声を届けて

いただきました。改めて朝倉運動公園に対する関心の高さと再整備に向けた期待の大きさを痛感したところでございます。その中には、遊具に関する御意見も多くいただいております。

議員御提案の、小学校区ごとに公園の遊具整備をしてはどうかにつきましては、その都市公園にある機能、特性などを考慮し、地域からの要望や利用者の皆様の声を大切にしながら検討してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

〔生涯学習課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 太田議員の御質問の大きな2点目、賑わいのある「虹の町たのしい」を目指しての2つ目の、小学校区ごとに公園の遊具整備をしてはどうかの御質問につきまして、生涯学習課が所管いたします子供遊園地についてお答えをさせていただきます。

子供遊園地につきましては、現在町内に12か所ございます。その内訳といたしましては、垂井小学校区に1か所、宮代小学校区に2か所、表佐小学校区に3か所、岩手小学校区に1か所、東小学校区に5か所ございます。そのうち10か所の子供遊園地にブランコや滑り台、鉄棒など合計32の遊具を設置し、子供たちの遊び場として提供しております。

子供遊園地につきましては、これまでに子ども会育成会からの公園設置の要望により設置してきた経緯がございます。設置当初は、草取りなどの管理を子ども会育成会で行っていただいていたと聞いておりますが、子供の人数が減る中で、子ども会育成会だけの管理が難しくなり、地域の方々の御協力をいただくようになってまいりました。あわせて、一部の子供遊園地では、高齢者の皆様のスポーツなどでの御利用をいただくようになってまいりました。

議員御紹介のとおり、公園の遊具は子供たちに楽しい遊びを提供する大切なツールでございます。遊びを通していろいろな難しいことに挑戦し、体力や運動能力だけでなく、心も発育・発達させ、創造性や主体性を向上させます。また、遊びを通して他の子供とのコミュニケーション能力も育ちます。

子供たちの歓声でにぎわうまちづくりを推進するため、今後も校区の他の公園の遊具、小学校の運動場の遊具などを活用する観点や、高齢者がスポーツ活動の場として利用する観点などにより、校区ごとに子供遊園地の遊具の整備について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 1番 太田佳祐君。

○1番（太田佳祐君） 皆様、御答弁ありがとうございました。

1点だけちょっと再質問でさせていただきたいんですけれども、黙食の件なんですけれども、校長会で議論がということで少し話をいただいておりますけれども、今後、黙食をやめていくということも含めて、改めて校長会でまた議論されるんだろうなと思うんですけれども、その際には学校ごとというよりは、町として校長会で一斉に解除という形で認識しておいてよろしいかどうか確認させてください。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 太田議員の再質問にお答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、皆が感染防止対策を徹底しないことにはなかなか収まらないというふうに思っております。したがって、各学校独自の判断ではなくて、校長会として共通理解をしながら取り組んでいくことが何より肝要かというふうに思っておりますので、今後も随時、これまで同様校長会で協議しながら、共通の足並みをそろえて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（富田栄次君） 1 番 太田佳祐君。

○1 番（太田佳祐君） 御答弁ありがとうございました。

私からは以上とさせていただきますので、ぜひとも皆様、各事業を着実に推進していただくことをお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 5 番 藤埴理君。

〔5 番 藤埴理君登壇〕

○5 番（藤埴 理君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、ただいまから始めさせていただきます。

これまでの私の一般質問において、過去の質問において、各分野における垂井町の将来像をできるだけ分かりやすく示していく必要があるとずっと述べてきました。特に、コロナ感染症拡大による社会生活への制限を長引かせてきた現在となつては、コロナ以前に示された第6次総合計画など多くの長期計画は、現状との乖離が生じていると認識しなければなりません。特に少子化による人口減少は、当時の予想を上回るペースで進んでいることを考えれば、単に当時のシミュレーションを修正することではなく、抜本的な対策を講じるための将来像を描くことの必要性を強く感じておるところであります。しかしながら、どこの地方自治体もそれなりの対策を講じておりますので、垂井町だけ大きな成果を期待できるものではないことも十分に理解しておく必要がございます。

さて、今回のテーマである公共施設の適正化、垂井町の現状を認識することが重要となってきます。2万6,000人余の人口規模に対して、過剰に施設があるのではないか。適正な施設管理を行うためにも、必要最小限度の施設に集約化していかなければならないと考えるのが妥当だと思っております。

こども園として幼保一元化して以降、各地区に現在活用されていない幼稚園、保育園施設も多く残されております。小学校と密接している幼稚園は留守家庭児童教室として利用されておりますが、垂井幼稚園、府中幼稚園、合原幼稚園、東保育園など、現在も未利用となっている施設があることを忘れてはなりません。

さらに今後、用途を同じくする関連施設を集約化して新施設建設に至れば、幼児施設と同様に廃止となる施設があるのではないのでしょうか。残された施設の利活用を含めた施設管理計画

が必要となります。

垂井町公共施設等総合管理計画、2017—2036年、垂井町公共施設アクションプラン、2019—2036年、垂井町公共施設個別施設計画、2021—2036年、それぞれ計画の内容は示されており、およそ20年のスパンの考え方でまとめられております。しかし、残存期間のある施設では、今後の施設利用などは具体的に示されておらず、公共施設の今後の方向性について、町民に対する説明責任が果たされているとは感じられません。

本来、方向性を考えながら計画をまとめていかなければなりません。計画の遂行には、おのずと各地区のまちづくり協議会や連合自治会等、各種団体との連携が非常に重要なポイントとなっておりまいます。これら団体にどのように説明されてきたのか分かりませんが、これら計画が町民にどれほど理解をされているのか甚だ疑問であります。

また、役場内での各課の情報共有や連携も、これまで以上に密にしておかなければならないというのは言うまでもありません。

公共施設総合管理計画の柱となるのは、施設の総保有量の適正化にあります。住民にとって必要とされる施設を効率的観点から集約化をし、不必要となった施設は廃止、撤去の選択しかございません。その先に施設保有量の適正数として示されてくるのです。どのような施設が統廃合されて集約化の対象となり、また転用されていくのか、具体的な事例が示されていないのは残念なことであります。計画の中に多く記載されている検討するという表現からも、町民への周知がなされていないということの証明になっているのかもしれない。今後は、計画実施に基づいた住民説明に当たられることを強く望みます。

長寿命化は建物の延命措置であり、その施設を残すことにほかなりません。一方、集約化は、機能を1つに集めて従来施設を廃止するのであれば、総保有量の適正化につながるものと考えられます。

これら3つの計画を実施するに当たって、これらの計画を基にしていかに垂井町の活性化につなげるのか、まちづくりを進めるのか、今後の期待をしたいと思ひます。

では、以下の質問をいたします。

耐用年数のある将来解体予定の施設は、解体までの期間、何もせずに解体を待つだけなのか。また、解体後の跡地利用についてどのように考えているのか。

2点目、残り一、二年後に移譲という施設が数多くありますが、対象となる移譲先との交渉は進んでいるのか。

3点目、規模縮小となる施設はどの程度の縮小を考えているのか。その根拠となるものは何か。

以上をお示しいただきたいと思ひます。

付け足して、これら全ての質問に当てはまることですが、個別施設について聞いているのではなく、どのような基準で対応していくのか、またどのような方向性を持っておられるのか、町長と総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 藤塚議員の御質問、公共施設の今後の在り方につきましてお答えさせていただきます。

公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画、公共施設アクションプラン、公共施設個別施設計画において、人口減少、税収減少などが見込まれる中で、これまで建設してきた公共施設の老朽化対策、更新費用を含めた維持管理費の増大が大きな課題となる中、施設総量の適正化に向けて施設の縮小、統合、廃止に向けた取組、施設の民間、地域への移譲に向けた取組を進めていくこととしています。

この基本方針に基づき、1点目の御質問、解体予定の施設利用と解体後の跡地利用につきましては、現在のところ、旧垂井幼稚園、旧合原幼稚園、旧府中幼稚園、旧岩手幼稚園、旧東保育園、旧宮代小学校留守家庭児童教室が遊休施設となっております。さらに今後、施設の集約化を進めていきますと、残された旧施設が発生いたします。

こういった施設につきましては、例えば旧宮代幼稚園や旧表佐幼稚園は、現在留守家庭児童教室として新たな用途で使っております。状況によっては他の用途での活用も考慮する中で、施設総量の適正化に向けて施設総量を縮減するため、施設が有する機能や立地する地域性に基づき、今後の需要見込みがないなどの判断をしたものは、基本的には耐用年数に関わらず施設を解体し、土地については売却など移譲していきたいと考えております。また、施設を解体せず、建物と併せて土地を移譲することも考えられます。

次に2点目の御質問、移譲予定との交渉につきましては、過去の歴史的背景から見て、地元理解が得られるような対策が必要であると認識しておりますので、地域に根づいた施設や、町民の皆様や各種団体の皆様が利用されている施設につきましては、関係各位の意見を聞きながら十分協議し、御理解をいただけるよう進めてまいります。

次に3点目の御質問、規模縮小施設の基準につきましては、規模縮小による継続保全をしていくとしている施設は、建て替える際には既存施設の7割で行うものとして試算しておりますが、もちろん個々の施設でその状況は異なりますので、それぞれに応じた整備が必要となってまいります。こういった施設につきましても、施設総量の適正化に向けて、施設総量の縮減するためには時代、需要の変化に合わせた見直しが必要であると考えております。

いずれにしても、本町が所有します公共施設の多くは、建設後数十年が経過し、老朽化が進んでおり、今後その整備には多大な費用を要します。一方で、人口減少、税収減少、社会保障として支出される扶助費の増加により、公共施設の整備に充てられる投資財源が不足します。

このような状況の中、施設の縮小、統合、廃止に向けた取組、施設の民間、地域への移譲に向けた取組を確実に進めていかなければならないと考えております。現在の子供たち、またこれから生まれてくる子供たちが大人になったときに、一手に負担を背負わせてはならないと考

えますと、この取組の実行に当たっては、町民の皆様に御無理をお願いすることもあるかと思ひます。

しかしながら、公共施設は町民の皆様に行政サービスを提供する場であり、生活の中で利用する施設でありますので、施設保有量を削減することによって行政サービスと町民生活の質が低下することがないよう対策が必要になることも十分認識しております。

先ほど申しましたように、本計画における各施設の方向性に基づき、個別施設ごとに具体的な取組を行うに当たっては、対象施設に関連する施設利用者や関係団体等の皆様に丁寧な説明をし、また御理解を伺う中で協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めてまいります。

あわせて、議員御指摘のとおり、施設の統合、移譲していくものについて、具体的な統合先、移譲先が決定されていない施設が多くあります。これらの施設につきましては、今後の方針を積極的に検討し、本計画の取組に当たっては全庁的な推進体制をもって進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 5 番 藤埴理君。

○5 番（藤埴 理君） 御答弁ありがとうございました。

今、課長の言葉の中から、住民サービスの低下という言葉がありましたが、これはあつてはならないのは当たり前の話でございます。それをしないために、集約化という選択がやはりあるというふうにも書いてありますので、それはどのように考えておられますかというか、サービスを低下させないがための集約化というのは、どのようなふうに考えておられますか。よろしくお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 課長、理解できますか。

もう少し説明していただけますか。

○5 番（藤埴 理君） では、具体的にというか、住民サービスの低下というのは、当然、我々が手続を取りに行くときに遠くになったり離れてしまうということは、これは住民サービスの低下を招くことになります。しかしながら、それ以上に大切なことは何かということを考えれば、そこのサービスを逆に出張してやるということも可能ではないかということを僕はお尋ねをしたいという部分もあつて、回答をそれを要求している部分もあつて、お尋ねをさせていただきましたが、どのように考えておられますか。

○議長（富田栄次君） 出張に対してのお尋ねのようです。

総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 今の再質問でございますけれども、的確な答弁はちょっとできないかも知れませんが、時代の変化によりまして、そのようなことがこれからいろいろ増えていくというようなことが思われます。そのようなことになってくる中で、今後、そのような計画の中では現れていないようなことがあった中で、またそのような検討を別でしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（富田栄次君） 5 番 藤墳理君。

○5 番（藤墳 理君） 強要するような発言をしてしまったかもしれませんので、謝っておきます。大変申し訳ございません。

実は私、この一般質問、2020年の9月にも行っております。そのときにはアクションプラン、個別施設計画は多分出ていなかったからだと思うんですけども、個別ではなく公共施設アクションプランについてお尋ねをさせていただいております。

そのときの方向性の中で、民間活用を利用したらどうかというときの町長の御答弁の中に、コロナ禍を機にリモートワークが広がりつつある。余った公共施設等々の利用をしてもらうことも新たな手法の一つと考えている。新たな課題として検討に加えていきたいと御答弁されておるんですが、どのように検討されたかお尋ねをさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 2020年のときの回答、ちょっと今手元に会議録を持っておりませんが、リモートワークに使ってもらうということを御回答申し上げたというお尋ねでございますけれども、議員御案内のとおり、町内で相川沿いに2か所の民間で旧の建物を利用してそういったことを醸し出してみえる法人の方々がいらっしゃいます。

本来、2020年のときの背景にはそういうことが実例としてなかったことから、私のお答えとしてそういうことを申し上げたかもしれませんが、そうこうする間に、検討の前に民間の方が、本当に喜ばしい限りでございまして、お二方も私お話をさせていただきました。よくここで醸し出していただいたなということで、南側の施設につきましては5人の若い方々が共同して会社を立ち上げてということを御案内いただきましたけれども、そういったようなことから、公共でやる以外にスピードを上げて、民間で古い建物を活用しながらと、それに公共施設を使ってもらえると一番よろしいわけですが、公共施設、いかんせん延べ床面積等々、多分恐らく民間の方が手を出されるのには大き過ぎるといったこともございますし、各種団体への譲渡し等々を考えるに当たっても、ちょっと広過ぎるとか2階建てとかいったような、様々な個人の家が平家建ての建設がラッシュであるように、高齢者を抱える中での公共施設を使っていくのにも、非常にエレベーター等々、今回にぎわい創出施設でもエレベーターをつけさせていただくことになりましたけれども、複合的に編み出した経費の中からそういったことは可能であるという実例でございますけれども、今後とも公共施設については、検証については検証する間に民間の方々が申請してきたということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（富田栄次君） 5 番 藤墳理君。

○5 番（藤墳 理君） ありがとうございます。そのとおりでありまして、先ほどの2つの民間の会社さんが新たにつくられた。それ以前から遊休であった施設も当然ありますので、その辺のあっせんとかはなぜ行われてこなかったのか、これが僕は検討するに値するところではなかったのかなというふうに理解しておったんですけども、その辺はどのようにお考えでしたか、

お尋ねをします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再々質問にお答えをしたいと思います、先ほど公共施設の総合管理計画等々の策定の経緯を議員からも御紹介いただきました。それぞれ2017年から20年間の管理計画、アクションプランにつきましては2019年から18年間の計画、個別施設計画につきましては2021年から16年間の計画となっております。

住民との説明もして進めるべきだというお話もいただきました。

計画当初、総量を削減していくに当たって、これも俎上に上がった案件でございましたけれども、いかんせん議会制民主主義を取っております以上、議会との調整はもちろんでございます。町民の方々から推薦されて、支援されて上がってきてみえる13名の皆様方と十分協議を重ねながら進める必要がございますし、その了承の後、次なることと考えれば、地域に入って、どこどこ施設をもうなくしていくんだとかということのお話に、一通りのそういう流れがあると思いますが、今日まで、それぞれ一つずつについて、詳細にわたっての議論にまだ至っていないところがございます。その手前です。それ以上のスピードが、民間で既に御案内のとおりでございますけれども、にぎわい創出施設のすぐ東側にある民間の施設も、相手方との交渉も、もしよかったら一団地の中で使ってもらえんかという話が飛び込んだり、そしてまた、文化会館の西にございます用地につきましても、民間の方が御病気で、もしよかったら一団地の囲いの中の施設やで、垂井町で使ってもらえんかという、そういう協議がどしどしこれからの土地の余ってくる状況下の中で、そういった計画に乗っかっていない部分も多々舞い込んでくるのが現実でございます。

したがいまして、計画したままで、そのままほかっておくということは決してございませんので、時にはスピードを上げて取壊しを急がなあかんときもありますし、時には先にそちらのほうの、相手方の民間の方のお話に耳を傾けな、そのチャンスを逃してしまったら、その後にある会社が来てしまつて非常にうっとうしいような形になってもいけませんので、これは議会の皆さんとも十分ふだんから調整して事を進めておるということの御理解の上で、御回答とさせていただきますと思います。

○議長（富田栄次君） 5番 藤埴理君。

○5番（藤埴理君） ありがとうございます。

スピード感を持つてということは、これは民間であれ公共であれ、そう変わらんような気がするんです。ましてや施設の計画が出て、少なくとも一、二年後、5年以内ぐらいのところは、やはりこれはスピード感以外にないんですよ、話を進めていくという手は。だから、その辺をやっぱり町長が、これはこれをやるために必要なんだよとか、譲渡していくのは何のために必要なんだよという説明をやっぱりきちっとしてほしい。これは町民に対してやっぱり理解を得ていかなければいけない。計画を出したからよろしいですよという話にはやっぱりならないと僕は思っているんです。これをじゃあ住民の方々がどれほど理解してもらっているんですか

という話です。我々議員はもらっていますので、それを我々議員が説明していないと言われればいかんのかもしれないですけども、我々が説明するというよりは、やっぱり行政が、しっかりと執行側が説明をしていただかなければならないので、こうした計画を出したら、やはりそれに対する説明責任を果たしてもらうということを僕は町長にお願いをしたいし、町長はそれをやるべきだというふうに僕は考えておりますが、町長、最後によろしくお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 全く御意見のとおりでございます。

しかしながら、併せて私からお願い申し上げたいのは、この計画に沿って執行側が説明をします。それについていっていただく、それぞれの地域から上がっていただいております議員さんの力なくしてこの計画は実現いたしませんので、ぜひともこの計画に沿った内容の説明を、地域に入られて、御同席された上で町の執行部側の計画であるという認識の下に一緒になって取り組んでいただければスピードも上がると、そのように理解しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 5 番 藤埴理君。

○5 番（藤埴 理君） 力強い言葉をいただきましたので、我々議員も一緒になって取り組んでまいらせていただきますということを申し上げまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時48分 休憩

午後 1 時15分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10 番（木村千秋君） 10番 木村千秋です。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。同僚議員も午前中に公共施設について鋭い視点でお話をされておりまして、大変すばらしいなどお聞きしておりましたが、少しかぶる点があるかも分かりませんが、私なりの観点から、垂井町公共施設個別施設計画に基づく町内こども園、小・中学校の適正規模、適正配置についてお尋ねしてまいりたいと存じます。

なお、今回の質問に際しましては、垂井町の人口ビジョンですとか、文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について、また子ども・子育て支援新制度や垂井町第6次総合計画、垂井町の人口減少要因分析、あと人口フレーム数値目標等々を参考にさせていただいておりますので、よろし

くお願いをいたします。

さて、22年前の2000年、平成17年であります、2万8,935人だった垂井町の人口であります。このうち外国人の方は663人でありました。令和4年12月13日現在かというと、昨日ですね、2万6,272人で、このうち外国人の方は885人ということであります。約20年間で2,600人以上の減となっております、将来の人口予測資料等、数々ありますが、推計以上に減少が進んでおるのが現状であります。

国・県・市町村挙げて知恵を出し、様々な対策を取ってきておりますが、全国的にもこの辺りをピークに人口減少の一途。なかなか歯止めがかからず、2021年における出生数は145人と、2020年の141人から4名増となったものの、2000年の265人と比較すると100人以上少ないと聞き及んでおります。

現在、来年度こども園入園に向けて入園申込みの取りまとめが行われておりますが、町立6園ある中で、一つの園では来年度の園児数が全体で20人を切る可能性が出てまいりました。大規模園ばかりが全てというわけでは決してありませんが、こうした現状を受け入れるかのごとく、垂井町としては平成29年度策定された公共施設等総合管理計画に基づき、令和元年度に公共施設アクションプランの作成、令和3年度には公共施設個別施設計画と、ちょっと徐々に分厚くなっておりますけれども、より具体的な数値や文言をもって、これまで建設してきた公共施設等の適正管理をと、見直しを含め取組を展開されてきました。旧役場庁舎や、先月末に閉館となった長年親しまれてきた施設、中央公民館は代表的なその取組とも言えます。

今回注目させていただきたいのは、その中でも子育て支援系施設としてお示しのある各こども園と、学校教育系施設として示されている各小・中学校です。各施設の内容の概要がこちらには示されておまして、一部のこども園においては園の統合についてなどを明記されております。一方、小・中学校においては統合の文言はなく、全ての小・中学校で建て替えに伴い規模縮小とのお示しがあります。一部の学校施設においては、既に計画年度を迎えている学校も含まれています。

現在、一部のこども園においては、ゼロ歳児や土曜日の受入れをせず、大規模園での受入れに変更し、集約化とも取れる取組をしており、保育サービスの在り方を含め、時代とともに変化をさせているのが現状であります。

また、今年度、町内一部地域の学校においては2つの学年を1つにした複式学級が導入されておるなど、適正化を図る上でとても重要な取組が見られます。

こうした背景を踏まえて、子供たちが深く関わる公共施設や、子供たちのために投資をと充実を図っていかねばならない一方で、将来予測される人口規模に見合った、いわゆる適正化については、いつ具体的な方向性を示していかれるのか、大変関心が高いところであります。

次の時代がどうなるのか見えにくい今、次の時代を担う子供たちや、その子供たちを育てる世代へ、とりわけ遅れていると言われている分野へ目を向け、最大に投資していくことこそがこれからの町の成長へとつながり、これまでを築いてきてくださった世代の方々誰しもから先

の見通しが立って、安心と言われる町になっていくと考えます。

古くなった建物や利用状況に合わなくなってきた規模の建物の維持管理ばかりに経費を費やしてきたこれまでからの大転換に向けて、垂井町として適正化の考え方はどのようなのか。垂井町第6次総合計画にもあるように、10年後の垂井町の姿、垂井町の子育て、教育環境はどうあるべきかお尋ねをいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員の御質問の、垂井町公共施設個別施設計画に基づきます町内こども園、小・中学校の適正規模、適正配置についてお答えをしたいと思います。

令和2年度に策定いたしました公共施設個別施設計画につきましては、御案内のとおりでございますが、総合管理計画アクションプランの基本方針を踏まえまして、各施設の方向性をより具体的な施策として決定いたしました重要な施設計画であります。第6次総合計画と整合性を図りながら推進しているところでございます。

さて、今回御質問の子育て支援系の施設の各こども園と学校教育系施設の各小・中学校につきましては、木村議員のおっしゃるとおり、一部のこども園におきましては園の統合の記載があり、一部の学校施設におきましては既に計画年度を迎えている学校等も含まれておるところでございます。しかしながら、これらの施設につきましては、行政側の視点で見た施設管理の側面だけでなく、施設を利用されるお子さんや保護者の視点で検討すべき大変重要な施設としての位置づけもございます。

令和3年度実施の人口減少要因分析における調査におきましては、現状では子育て環境につきましてはおおむね高い評価を得ているとされておるところでございます。今後、園の統合などに伴いまして、利用者の皆様にとって不便と感じるところが発生することも当然考えられますことから、同時に新たな環境や集団の中でのみ行うことができる保育、教育などを実施することも可能になると、そのように考えられます。

施設計画の推進に当たりましては、絶えずその状況を見極めながら、必要に応じて本計画の検証を行い、調整によりましては見直しも含め、引き続き高い評価が得られますよう、その時々状況に沿った子育て環境の構築に努めてまいります。

また、小・中学校につきましては、児童・生徒の教育のための役割だけでなく、地域のコミュニティの中心の一つとしての性格を持ち合わせて、学校施設開放でありますとか地域行事、指定避難所などの様々な役割も持っておるところでございます。

以上のことを認識した上で、人口の推移に注視するとともに、町全体の施策、健全財政、また地域の皆様からの要望などを踏まえながら、個別施設計画の見直しも含めて、10年後の施設の在り方等を検討してまいりたい、そのように考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、そのほかの質問等につきましては、それぞれ担当課長からお答えをさせていただきます。

すので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 木村議員の御質問のうち、子育て推進課所管のこども園についてお答えします。

まず、公立のこども園の現状でございますが、現在6園ある保育所型認定こども園には、609人の垂井町の子供たちが通園しています。平成20年4月時点の公立園の園児数は823人、平成30年には680人となり、700人を下回ったまま徐々に減少している状況です。

また、公立の施設の数、平成24年度までは保育所8園、幼稚園7園の計15園ありましたが、幼保一元化を進める中で、垂井東こども園、垂井こども園の建設による統廃合や認定こども園の移行により、現在の6園での開設となりました。

令和2年度策定の垂井町公共施設個別施設計画は、それまでに策定した基本的な方針や今後の方向性を踏まえたより具体的なもので、こども園のうち、直近のものですと府中こども園、岩手こども園については、仮称ですが、垂井北こども園として令和9年に建設などに取り組み、令和10年、11年に建て替え等となっています。

さて、令和5年度の入園受付を先月から行っておりますが、申込み状況としては、現状の園児数と比較して来年度は全体で50人ほどの減少となる見込みです。その中でも、岩手こども園においては来年度は15人程度になる見込みで、現状の半数ほどの人数となります。

園の運営に当たっては、単純に職員配置基準上の人数を配置するだけではなく、早朝7時から19時までの開園や、土曜日の保育を実施するためにシフト体制が可能となる人数の確保が必要となります。卒園まで残してほしい、少人数保育がよいという保護者の御意見も聞かれますが、全国的に保育士不足と言われる状況下で、公立こども園にいずれの園も含めた7園全体を考えて、効率的な職員配置と園運営を行っていくことも重要な課題となっています。

園の適正化の考え方につきましては、単に施設の統廃合だけでなく、議員御紹介のとおりゼロ歳児保育の集約や、来年度から実施させていただく土曜日共同保育など、随時効率的かつ適正な園運営のための見直しを実施しております。

しかしながら、配慮が必要な園児の増加や多様化するニーズなど、引き続き人員確保が必要となっていますので、前述の利用者の御意見も十分理解しながら、人口減少に伴う効率化の考えも含め、園の運営方法のさらなる見直しや統廃合など、いろいろな形での適正化について慎重に検討していきたいと考えます。

また、今後の子育て環境につきまして、令和5年度には垂井町子ども・子育て支援事業計画の見直しに向けた作業に取りかかりたいと考えています。アンケート調査や会議など広く御意見を伺いながら、施設の在り方も含め、新たな課題、ニーズ等に対応すべく今後の子育て環境について検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 木村議員の御質問のうち、私からは学校教育課で所管しております小・中学校の関係についてお答えをいたします。

学校教育法施行規則では、小・中学校ともに標準的な学級数は12学級以上18学級以下と定められており、その上で、ただし特別な事情があるときはこの限りでないと、弾力的な規定が設けられております。

町内の小・中学校9校の状況は、10年前の2012年、平成24年度は、学級数12学級以上の学校は5校でしたが、本年度は3校でございます。また、議員御紹介のとおり、本年度、町内には2つの学年で1つの学級となる、いわゆる複式学級がある学校もございます。

文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引によりますと、学級数が少ないことによるデメリットとして、クラス替えができない、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない、クラブ活動や部活動の種類が限定されるといったことなどが上げられております。

しかし、その一方で、小規模校では一人一人の学習の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい。様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができるなどのメリットについても上げられております。

本町においても、町内9校の学校規模に応じてそれぞれ特色があり、例えばICTの活用についても、少人数の学校では子供たちがタブレット端末に書き込んだ意見や考えを一斉に大型ディスプレイ装置に表示して、学級の子供たち全員で交流することができます。一方、大きな学校では、教職員数が多く、専門分野の教職員もいるため、様々な考えやアイデアの中からICTの効果的な活用に取り組むことができます。あわせて、本町には2校の中学校がございしますが、教職員の適正配置の面でも、子供たちの教育環境の面でも、町内に中学校が2校あるということは意義のあるものと考えております。

現在、国では、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために、公立小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げる取組を進めていますが、岐阜県では国の計画よりも早く、かつ中学校にも拡充して、1学級当たりの人数をこれまでの40人から35人の少人数学級に移行する取組を進めています。

次年度以降、全ての学年で1学級当たり35人になった場合であっても、この先の子供たちの人数によっては、学級数が減ったり複式学級が増えたりする可能性もございますが、例えば複式学級によって県費の教職員が配置されないような場合には、町費の講師を配置することで課題の解消、緩和に努めるなど、今後もそれぞれの学校の規模、実情に応じて適正な管理に努めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 町長はじめ吉野課長さん、藤塚課長さん、御答弁ありがとうございます。

した。

ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。確認の意味を含めますので、御了承いただけたらと思っております。

先ほど私が上げました垂井町公共施設個別施設計画なんですけれども、ここに学校施設整備の基本的な方針と書いてあって、施設総量の適正化というのがあるんですね。今、こども園も含めるとこども園6、小学校7、中学校2校ということで、今のお話からいろいろと御答弁ありますと、計画の中で見ても、数は保つけれども縮小するよというようなお返事だったかなあというような感じもしています。それにおいては、やはり数に関して今回あえて踏み込んだお話はいたしませんけれども、数は減らさずにそのような形で保っていききたいというのが学校教育の考え方かなというのを一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） 木村議員の再質問にお答えをいたします。

今議員のおっしゃるとおり、学校教育の考え方としては現在ある学校数を維持し、個別施設計画にございますが、一部大規模改修のところもございます。そういうような内容に沿って、規模縮小というようなところは今後の状況も見ながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

学校はまずそういうことだというふうで、次にこども園ですけれども、先ほど吉野課長さんの御答弁にありましたように、割と踏み込んで垂井北こども園みたいな名前がちょっと出てきちゃったので、少し触れさせていただきたいと思いますが、ではこども園のほうは今6園ということで、そういう垂井北なんて名前が出てきたということは、数を減らしていくというような方向で今方向性を持っておられるのかということで確認をさせていただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 木村議員の再質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、岩手こども園の今年度の申込み状況などを見てまいりますと、このまま維持していくのが難しいというところに直面していくことも考えられます。

あくまでも施設計画の中にあるとおりお答えしたわけでございますが、（仮称）北こども園、（仮称）南こども園というような文言も記載されておりますが、先ほど申しましたとおり、行政側の計画だけではなく、お子さんや保護者の方、また地域の方と直結しております施設でございますので、今後の人口減少、人口の動向を見ながら、また地域の方と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。なかなか言いにくいところだったと思います

ので、ありがとうございました。

やはり数ありきという形ではなくて、本当にいろんなサービスが低下しちゃったら困るなあというところがあると思うんです。やはり先ほど町長の御答弁にもありましたように、これは大前提ですね。行政側だけじゃなくて、もちろん利用される側の方の思いを大事にしていかなければならないなあというところは、そうですねと私も本当に同感させていただきます。

やはり同じ数を保たなければならないために、一方ではそのコストを削減していくためにサービスの低下につながってしまったでは、この数というのもやっぱり考えていかなきゃいけないことになっちゃうんだなというふうな危険性を思っています。

やはり垂井町って御存じのようにコンパクトタウンで、そしてコンビニエンスタウン、便利な町だなあというふうに思っていたかないといかんということで、預けやすい、働きやすい、そして通いやすいとか、そういった「やすい」というのを守っていくためには、今後町長さんもいろんな御決意を持って今度当たられると思うんですけれども、この10年で本当に大転換期が来ると思うんです。その辺りの町長さんの、メリット・デメリット含めた上で一步踏み込んで少しお話いただけると、サービス低下につながらないようなお考えというのをもう一つお聞かせいただけたらありがたいなと思っていますので、お答えよろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 木村議員の御質問にお答えしたいと思います。

るこれまで午前中から様々な公共施設等に係る御質問もいただいております。

私から申し上げるのは、子供の数、それから人口が減る中で、単純に、例えば民間で申しますと、お客さんが来なくなったらその店舗は閉めるとかいうことの政策、課題等々が考えられるわけですが、事公立の園であつたり小・中学校につきましては、民間の発想だけで事を済ますわけにいかんというところが大変難しい判断が求められるところでございます。

議員さんの御理解も賜ると同時に、これまで利用していただいている保護者の皆様方の考え方もきちっと耳を傾ける、その姿勢が私に問われておるところでもございますので、来年3人、5人しか、一桁になったで今度は統合しますということなら、一つのマニュアル化してしまえば簡単な話なんですけど、これは慎重に構えて取りかかりたいなという思いでございます。

ただ、今、調整区域内におきまして、少しでも人口の抑制、少しでも住みやすい環境にするということで都市計画課を設置する中で、様々な調整に現在入り込んでおりますので、そうしたさなかのときに、片方で外からも入りやすいような環境を土地利用上整えるという政策を打ちながら、片方ではそこに残されておった子供たちの声の聞こえる施設が今度違う場所にと、これは非常に地域のコンセンサスを大事にしないと、やっておることが違うやないかということにもつながりかねませんので、慎重に事は進めたいと。慎重というのは、住民の皆様であつたり保護者の意見を十分踏まえた上で最終的な判断をしたいと、そのように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君）　ありがとうございます。

いずれにせよ不安になっちゃいけませんので、しっかりと町長が定めていってくださることがいいのかなと。

ただ、私今回これを取り上げさせていただいた背景の一つに、垂井町内って子育てに関わる施設が使われなくなってそのままの状況になっているという、とってもとっても寂しい状態になっているんですね。しかも、垂井町の玄関口と言われる駅前にそういった施設がそのままになっていてというふうで、何か本当に子供たちが思い出のある施設が寂しい状態ではかっておかれるというのが、私はとてもとてもこの先の10年というのが心配で心配でなりません。その辺りをやっぱり安心させていただきたいなというのは一つあったので、この辺り見通し、次の時代が見える政策をどんどん打っていただきたいなという思いがあってこの質問をさせていただきました。

やはり保護者の方々は、うちの子の来年のクラス編制はとか、こども園を卒園して入学するに当たり2クラスできるのかな、お友達ずっと一緒かなみたいな、そういう切実な声がやっぱりあるんですね。2人転校してくてくれたから2クラスになれる、やったというようなお声も数々過去に聞いてまいりました。本当にそういった状況が垂井町に展開されているのは少し寂しい部分もあるんですけども、やはりこの先町長が出していかれる部分で、明るい将来、明るい垂井町というのが見えてくるんじゃないかなと思っていますので、わくわくする施設が寂しい状況だけにならないように、しっかりとその辺りは町長さんの方向性、そしてまた教育長さんのいろんな教育現場の考え方ということをしかりとすり合わせた上で、町民皆さんの安心・安全、便利、そしてそういった部分で垂井町にぜひというような思いで取り組んでいただけたらありがたいなと思っていますので、私木村千秋の質問はこの辺りにさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君）　4番　若山隆史君。

〔4番　若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君）　4番　若山隆史でございます。

議長の登壇許可を得ましたので、早速一般質問に入ってまいりたいと思います。

私の質問は、3現主義と町民目線の町政についてでございます。

町長自らの信条としての3現主義と町民目線の町政について質問をいたしますが、思い起こせば2019年4月、町政刷新3現主義と町民目線の町政を掲げて5選をもくろむ現職との一騎打ちを制せられ、見事当選の栄に輝かれました。その年は、5月1日に今上天皇様が即位されるなど、日本の国も大変な年でありました。

話を町政に戻しますが、以来、町長の精力的な取組をもって多くの事業が実を結び、方向づけがなされました。

さらに、新たなまちづくりに向け鋭意全力で取り組まれているところですが、そもそも信条とされている3現主義と町民目線の町政とは、いかなる方法、いかなる精神をもって行政執行

を行いたかったのか。今日までの町政においてどのように町長は体现されたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、補助機関である一般職をして3現主義と町民目線の事務事業の執行を具現化するに当たり、内部組織、職階、職種、事務分掌を踏まえた職員への徹底をどのようになされているのか。

また、給与費明細書に記述のある職員数571人のうち、一般職187人を除いた会計年度任用職員、実に384人への3現主義と町民目線の事務処理をどのように指導、研修されているのか、補助機関を代表して副町長にお尋ねをいたします。よろしく御答弁のほうお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 若山議員からの御質問1つ目でございますけれども、3現主義と町民目線の町政についての御質問でございます。

そもそも3現主義と町民目線の町政とは、初当選以来、今日までの町政においてどのように体现されているかについてお答えをさせていただきたいと思います。

3現主義と町民目線は、元気な垂井町を取り戻すために、現場に出向き、現物に触れ、現実を捉えようと、各種の会議などを通じて多くの御意見や思いを聞き、町民の皆さんの目線で、その思いが町政運営に生かされるようにとした私の政治信条でございます。

当選し、町政運営の中心を担うことになりました私でございますが、この政治姿勢の下、ヒントは現場にあると、いろいろな機会に出向き、自分の目で見て感じ、まさに五感を使って現実を捉えることに努めてきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響は大変大きいものでございましたが、実に、そうした中でございますけれども、たくさんの人に会い、多くの機会に触れて、いろいろな考え方を学ばせていただきました。時には子育て世代の方々、あるいは企業関係者の方々、そしてまた新たに起業される、創業される方々等々、また人生の先輩に当たる方々など、実際に現場に行き、多くの方々と出会うことが私にいろいろなことを教えてくださいます。気持ち語ってくださいます方もいらっしゃいましたし、困っていることや希望をも打ち明けてくださる方もいらっしゃいました。

結果でございますけれども、多くの方々とお話を続けると、時には私が、町の少子化が、垂井町の現状の少子化を、これだけ進んでいるのかといったような驚きをされる方もいらっしゃいました。私たちを取り巻く環境及び未来予想図は決して他人事ではないと感じてくださる方がいらっしゃるようになったわけでございます。今後とも町民の皆様には、傍観者でなく、垂井町と一緒にあって共通認識を持って、効率のよい町政と一緒に進めようと、これからも会議を通じて訴えながら、私の町政運営を今後とも進めてまいります。ぜひとも御理解、御協力をお願い申し上げまして、1つ目の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 若山議員の御質問、3現主義と町民目線の町政についてのうち、2つ目と3つ目の質問について、私からお答えをさせていただきます。

初めに、補助機関を代表して副町長にとのことですが、副町長の職務といたしましては、地方自治法第167条で、普通地方公共団体の長を補佐し、長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、長の職務を代理すると定められています。

また、副町長制度は、平成19年の地方自治法の改正に伴い、地方分権や地方行政改革の流れに沿って、市町村の行政運営や政策立案体制の強化のために、それまで置かれていた助役を廃止し新たに設置されることとなったもので、副町長が担当分野の政策の執行に当たることにより、町長は政策の決定に専念することができるようになるというものでございます。

また、私はもともと技術屋でありまして、以前勤めていました職場では朝礼の前に現場を見回り、そして確認するよう指導を受けるとともに、何事も真実と答えは現場にあると教えられてきた人間でございます。今でも必ず現物を自分の目で確認しないと納得しないと、机上での議論よりも現場へ出向くことをモットーとする現場主義の人間であり、町長の政治信条、3現主義と全く一致することをまずもって申し添えさせていただきます。

さて、2つ目の御質問からですけれども、町長の政治信条である3現主義と町民目線の事務事業の執行を具現化するに当たり、職員への徹底をどのようになされているかという点についてでございますが、まずもって私は町長の指名により議会でお認めいただき、皆さんと共に住みよいまちづくりを進めることとなりました。

また、職員の経験もあり、職員の仕事の進め方や住民の方への接し方の現状や、よい点または改善を必要とする点、置かれる状況を把握し、また時代の変化に対して業務改善を必要と考える事業は何かを常にアンテナを張って職員に対して助言をしております。

また、副町長が務める経営管理委員会や検討委員会の委員長として、管理改善や計画の実行を進めています。

さらに、日頃町長とはいろいろな場面で意見を交わすことが多いことから、毎月2回定期的に開催しています課長会議では、各課からの連絡事項だけでなく、町長の意向をはじめ直近にあった行事や話題、町民の皆様からの御意見や町外の様子など、直接言葉で話をし、物事は決して机上で動いているのではなく、真実と答えは現場にあるといったアドバイスを各課長を通じて積極的に職員に対して行っております。

自治会要望を大切にすることも町長の政治信条となっていますので、必ず現場に行って直接地元の声をよく聞き、確認することを指示しているところでございます。

さて、私が直接職員に話す機会といたしまして、新人研修がございます。その中で話すことに、必ず地方公務員の心構えとして一般的な公務員の話をするとともに、垂井町職員としての心構えについても話をしております。その中で、垂井町を知ること、つまり垂井町の地理、地

形、歴史、文化、伝統を知るとともに、各地区を知ること。垂井町の行政は7地区が基本であることも教えております。そのために、直接各地区を歩き、公共施設の場所を自分の目で確認することであり、垂井町を知るは垂井町職員としての基本である旨指導をしておるところでございます。

またほかには、役場とは、字のごとく役に立つ場所であると。そして、役場の職員は役人、つまり、役に立つ人であるということを説明し、町民の方が役場に来られるのは、用事があるから、分からないから、困っているからで、町民の方にとって役場が必要な場所であることを常に意識し、心がけるよう教えているところでございます。

このように私の役目は、職員の業務パフォーマンスを最大に発揮して、目標の政策を執行すること、また女房役として町長を支え、町長の補佐役として、また職員のリーダーとして取り組んでいるところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして3つ目の質問、会計年度任用職員への3現主義と町民目線の事務処理をどのように指導、研修しているかについてお答えをさせていただきます。

初めに、会計年度任用職員につきましては、現在様々な職種において採用し、短時間勤務やスポット勤務などを含めると380人ほどの職員が勤務しております。会計年度任用職員の業務について、庁舎内では、窓口案内業務や窓口での接客業務、一般事務補助などの業務、施設では、保育士や調理員、廃棄物等収集業務員、施設管理員などと幅広い業務にわたっているのが現状です。

質問にありました会計年度任用職員の研修についてでございますが、正規職員同様、それぞれの業務の専門的な知識や技術の取得のための研修に参加しており、専門的な知識や技術、資格を取得することはそれぞれの業務の中で生かされています。

しかし、議員がお尋ねの3現主義と町民目線を踏まえた事務処理に係る研修については、残念ながら十分にできていないのが現状でございます。ふだんの業務を通じて身につけている部分もありますが、専門的な知識や技術の取得と同じように、より町民の方へ気持ちのよい接遇ができるような研修などについて、今後は実施してまいりたいと考えております。

本年度におきましては、若手職員を対象としたコミュニケーションスキルの向上を目的とした研修の実施を予定しております。その中に会計年度任用職員も含めて、報・連・相、感謝・謝罪といった職場コミュニケーションの基本スキルの向上や住民対応時の注意点、相手に配慮しながらも伝えるべきことを伝えるためのコミュニケーション研修を早速実施していきたいと考えております。

なお、会計年度任用職員の採用に係る面接では、業務に対するキャリア、スキル、そして人間性についても確認するとともに、私からは必ず、地方公務員になったら何に気をつけなければならないかと質問し、総務課長からは守秘義務、職務専念義務などについて説明をして、採用する時点から地方公務員としての基本的な心構えについて意識することを促すように努めておるところでございます。

今後は、会計年度任用職員も正規職員同様に地方公務員としてのスキルを身につけるとともに、予定していますコミュニケーション研修を通じて、3現主義と町民目線を踏まえた事務処理が実施できるよう取り組んでまいり所存でございます。

以上のように、今後も町長の政治信条、3現主義と町民目線の町政を踏まえるとともに、町長とベクトルを同じにして各種施策を実施し、元気な垂井町を取り戻し、垂井町に住んでよかったと思えるまちづくりに取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

町長をはじめ副町長、それぞれがそれぞれの立場でといいますか、町長の信条を受けて、副町長以下職員が3現主義と町民目線の行政執行に努めているというような御答弁でございました。ぜひこれも継続していただきたいなと思いますし、さらに深みを持って取り組んでいただきたいなと思うんですけども、言い方は悪いですけども、人は宝です。特に税金で雇用されている職員は、町民主体の行政執行というのが基本でございますし、行政執行における職員の行動の原理原則が時の町長の信条、哲学、こういったことだと思います。町長が気に入らんからそんなもん従う必要がないというようなことでは町民目線にもなりませんし、選挙戦で戦われて、当然当選された町長に対する、その流れに沿うのが職員の務めでもあろうかと思います。これは地方自治法等に、るる説明を受けたとおり書いてございます。

そこで、特に私心配いたしておりますのが会計年度任用職員さんですね。今、副町長からは十分研修していくんだというような方向づけがなされておりますけれども、ややもすると、現場の中でなかなか研修の時間が取れないと。その施設長が研修の立て役者になって、その信条等を非常勤職員さんに指導するというようなことなんですけれども、そこら辺の確認もひっくるめて、もう一步具体的にその方法、手法についてお尋ねをいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） どなたが答弁されますか。

副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） 若山議員からの再質問にお答えしたいと思います。

私も今、るるお話をさせていただきましたけれども、今後さらに会計年度任用職員に対しては、課長を通じましてさらに町長の思い、また今の3現主義等々につきまして直接研修を進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） ありがとうございます。

職員一丸となって垂井町のまちづくりですね、これは職員が基本でございますので、ぜひぜひ一般職並びに非常勤職員もひっくるめて取り組んでいただきますよう、それには指導、研修が大切でございますので、よろしくお願いいたします。

そこで、もう一点再質問させていただきますけれども、町長就任1期目は、残すところあと4か月あまりとなっております。

数々の実績をさきの9月定例会で具体的に述べられておりましたが、来年の統一地方選挙、過日新聞報道がされまして、既に町長2期目に向けての出馬は周知の事実ではございますけれども、3現主義と町民目線の町政の継続意思を含め、改めての出馬表明、政策展望をぜひともこの本会議場でお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、町長。終わります。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 若山議員の再質問から、過日、私も新聞報道させていただきました。

さきの発表につきましては、意向表明と申しまして、後援会等々の確認が得られたのでということで記者の発表をさせていただきました。

ただいま2期目に向けての改めての出馬の意思等々についてお尋ねでございますので、この場をお借りして正式に決意を述べさせていただきますと思います。

垂井町は日本のほぼ中央に位置しておりまして、時には堤には桜並木をはじめ四季折々に咲き乱れる草花が色とりどりを添え、里山の風景でありますとか野鳥のさえずりなど、豊かな自然が住む人たちを和ませてくれております。このような豊かな自然環境と、東京あるいは名古屋、大阪に近いという立地を生かしながら、自然と調和の取れた活力あるまちづくりに、住民共々一丸となって取り組んでおるところでございます。

特に子育て環境につきましては、その充実に町長就任以来力を注いでまいりました。

1つ目は、18歳までの医療費の無償化でございます。2つには、小・中学校の給食費の無償化などなど各種の政策を実施いたしました。

所得制限をせずに全ての子育て世代を対象として無料化した理由は、中間層をポイントとして捉えたことでございます。中間層、つまりは働き世代が納めていただきました税金で施策を整えまして、その効果をもって中間層に再び還元することがとても大切、肝腎であると考えたからでございます。共働き世帯の個人住民税が増えると同時に、家を建築していただければ固定資産が増え、そういう御家庭では、教育でありますとかスポーツや習い事等々にお金をかけていただけることで、将来を担う子供たちを育み、また併せて地域経済の好循環も生まれると、そのように考えたからでございます。

このほか、令和8年度には東海環状自動車道西回りルートが開通される見通しでございますが、垂井町といたしましても、この整備に合わせましてアクセス道路の整備や周辺での宅地開発などの誘導を図るとともに、役場新庁舎移転に合わせて、旧庁舎跡地を活用して地域活性化やにぎわいの創出などにつなげようと現在準備を進めておるところでございます。

一方、関東、東海、関西を結ぶ鉄道につきましても、沿線市町と連携を図るとともに、利便性の向上に向け、要望活動も展開をしておるところでございます。

このほか、町域の北部に整備をされました離山工業団地への企業誘致につきましても、これ

までのところ順調に進んでおり、税収面でも大きな効果が期待されるところでございます。今後とも引き続き企業でありますとか商業施設の誘致など、岐阜県をはじめ関係機関の協力を得ながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

人口減少をはじめ、昨今の経済情勢等から今後とも厳しい行財政運営となることが予想されるところでございますが、住民の皆様が希望と生きがいを持って暮らせる垂井町を築くために、国、岐阜県等の御支援を粘り強く仰ぐとともに、来年の選挙に再度出馬をいたし、引き続き豊かな自然と利便性、快適性とが共存する新しい町の実現に向けて邁進していく所存でございます。どうか皆様方の御協力をお願いいたしまして、私の決意表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 4 番 若山隆史君。

○4 番（若山隆史君） 答弁ありがとうございました。

頑張ってください。よろしく。終わります。

○議長（富田栄次君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時13分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 角 田 寛